

小値賀町議会第一回定例会
(第二日目)

一、出席議員 十名

二、欠席議員

なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎

弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会局長
山田	筒井	大黒	谷村	西村	中川	吉元	蛭子	中村	升水	尾崎	大田
憲道	英敏	泰三	良一	久之	一也	勝信	晴市	敏章	裕司	孝三	一夫

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第一回定例会

平成二十一年三月十一日（水曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（立石隆教議員・松永勇治議員）
- 第二 議案第八号 平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）
- 第三 議案第九号 平成二十年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）
- 第四 議案第一〇号 平成二十年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）
- 第五 議案第一一号 平成二十年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第一号）
- 第六 議案第一二号 平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第三号）
- 第七 議案第一三号 平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）
- 第八 議案第一四号 平成二十年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第二号）
- 第九 議案第一五号 平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）
- 第十 議案第二五号 工事請負契約の変更について（柳漁港地域水産物供給基盤整備工事）
- 第十一 議案第二六号 工事請負契約の変更について（斑クリーンセンター建設工事）
- 第十二 議案第一六号 平成二十一年度小値賀町一般会計予算
- 第十三 議案第一七号 平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 第十四 議案第一八号 平成二十一年度小値賀町老人保健事業特別会計予算
- 第十五 議案第一九号 平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計予算
- 第十六 議案第二〇号 平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算

- 第十七 議案第二一號 平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算
- 第十八 議案第二二號 平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計予算
- 第十九 議案第二三號 平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計予算
- 第二十 議案第二四號 平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算

午前九時三十分開議

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、八番・立石隆教議員、九番・松永勇治議員を指名します。

日程第二、議案第八号、平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第八号、平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）についてご説明いたします。

このたびの補正は、実績見込みによる保険給付費、共同事業拠出金の減、それに伴う国庫支出金、共同事業拠出金の減が主なもので、第一表に示すとおり、歳入歳出それぞれ四千八十九万四千円を減額し、予算総額を五億五千四百七十三千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、概要をご説明いたします。

七頁をお開き下さい。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、二目・療養給付費等負担金八百四十八万六千円を減額、同じく三目・高額医療費共同事業負担金七十八万円を減額し、補正後の国庫負担金の総額を九千六百十九万八千円としております。同じく二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金九十五万五千円を減額し、補正後の国庫補助金の総額を五千百一十一万七千円としております。

第四款、一項、一目・療養給付費交付金四百三十三万九千円を減額し、療養給付費交付金の総額を二千四百二十万四千円としております。

第六款・県支出金、一項・県負担金、一目・高額医療費共同事業負担金七十八万円を減額し、県負担金の総額を四百三十七万七千円としております。

第七款、一項、一目・共同事業交付金七百五十五万四千円を減額し、同じく二目・保険財政共同安定化事業交付金一千八百五十六万九千円を減額し、一項・共同事業交付金の総額を六千四百六十六万六千円としております。

第八款・財産収入、一項・財産運用収入、一目・利子及び配当金十四万八千円を減額し、財産運用収入の総額を四十六万一千円としております。

第九款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金七十一万七千円を増額し、一般会計繰入金の総額を二千五百六十七万三千円としております。

次に、歳出についてご説明いたします。

九頁をご覧下さい。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費三千円を減額し、一項・総務管理費の額を三百九十二万円としております。三項、一目・運営協議会費を二万一千円減額し、補正後の額を一万四千円としております。

第二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目・一般被保険者療養給付費二千二百九十一万六千円を減額、二目・退職被保険者等療養給付費四百万円を減額、三目・一般被保険者療養費六十三万円を増額、四目・退職被保険者等療養費十六万円を増額し、療養諸費の総額を二億九千二百一十九千円としております。同じく二項・高額療養費、一目・一般被保険者高額療養費は財源振替でございまして、二目・退職被保険者等高額療養費四百万円を減額、補正後の高額療養費の額を三千九百三十七万一千円としております。三項・移送費は、財源振替でございまして、五項、一目・葬祭諸費六十万円の減額は、後期高齢者医療保険制度開始により、七十五歳以上の被保険者が移行したための減額補正で、補正後の額を二十万円としております。

第三款・老人保健拠出金、第五款・後期高齢者支援金は、いずれも財源振替でございまして。

第七款、一項・共同事業拠出金、一目・高額医療費拠出金三百二十二万円を減額し、二目・保険財政共同安定化事業拠出金

六百三十一万四千円を減額し、補正後の共同事業拠出金の総額を八千六十九万七千円としております。

第八款、二項・健康管理センター事業費、一目・施設管理費を十万円減額し、二目・保健指導事業費を四十八万七千円減額し、補正後の健康管理センター事業費を四百七十七万三千元としております。

第九款、一項、一目・特定健康診査・特定保健指導費を三千元減額し、補正後の額を三百七十八万一千円としております。

第十二款・諸支出金、三項・繰入金、一目・直営診療所施設勘定繰入金十二万円を減額し、補正後の繰出金の額を八百九十三万円としております。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第三款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・療養給付費交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・共同事業交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第二款・保険給付費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第三款・老人保健拠出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第五款・後期高齢者支援金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第七款・共同事業拠出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第八款・保健事業費

立石議員

八番(立石隆教) 二目の保健指導事業費の四十八万七千円の減額であります。なるべく元気で住民の皆さんには長生きしていただくという形で保健指導に力を入れてるところであります。ここまでの減額の中身について、特に賃金の方が少し多めに出ております。

どういう見込み違いがあったのか、或いはちゃんと事業を遂行したのか、その上での減額なのか、伺いたいと思います。

議長(横山弘藏) 住民課長

住民課長(中川一也) お答えいたします。

事業の遂行でございますが、モデル事業等で血压相談をやっておりますが、船の欠航等で若干落ちた経緯がございます。賃金でございますが、従来、保健指導事業費は、国保の国庫補助金の対象事業ということで、ほとんどの保健事業の賃金をここで計上しておったわけでございますが、特定健診保健指導が二十年度から始まっております。

それで、特定保健の「指導」の方は、九款、一項で計上させていただいておるんですけれども、特定「健診」に係る部分は、診療所が受託機関として、診療所の方で、その経費をすべて持つべきということで、今年診療所の方でその賃金を出していただいております。

当然、うちの方がこの予算をもうちょっと早く気づいて落とすべきところでしたけれども、最終の補正の、この段階になって減額する次第でございます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 賃金等の問題についてはよく解りました。

もう一つとして、血圧等を測りに行ったり、離島地区ですね、そういう所に回ったりしている中で、船の欠航等があったことも原因だということなんですが、欠航すると次、行かないんですか？そのときは、もう行く予定が消えてしまうんですか？別に、後でそれに補ってですね、日にちを替えて行くということをしなんでしょうか？回数がそのまま減るんですかね、どういう状況ですか。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

先ほどの説明では、報償費等が九商、若しくは美咲フェリーの欠航でドクターが来れなかったということでございまして、十四節の使用料及び賃借料につきましては、残念ながら事業がそこまで出来なかったということで、減額しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・特定健康診査・特定保健指導費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第八号、平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第八号、平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第九号、平成二十年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第九号、平成二十年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）についてご説明いたします。

このたびの補正は、実績見込みに基づき、歳入歳出それぞれ六百十一万四千円を増額し、予算総額を七千二百七十八万一千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

四頁をお開き下さい。

第一款、一項・支払基金交付金、一目・医療費交付金四百一万二千円を増額、同じく二目・審査支払手数料交付金二万一千円を減額して、支払基金交付金の総額を二千六百十六万八千円としております。

第二款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・医療費負担金百五十二万八千円を増額し、国庫負担金の総額を二千四百

九万五千円としております。

第三款・県支出金、一項・県負担金、一目・医療費負担金五十九万五千円を増額し、県負担金の総額を五百四十五万四千円としております。

次に、歳出を申し上げます。
五頁をご覧下さい。

第二款、一項・医療諸費、一目・医療費支給費二十一万円を増額、三目・審査支払手数料は財源振替でございまして、補正後の医療諸費の総額を五千四百三十七万七千円としております。

第三款・諸支出金、二項・繰出金、一目・一般会計繰出金を五百九十四万四千円増額し、補正後の繰出金の総額を一千七百八十七万八千円としております。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第二款・医療諸費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第九号、平成二十年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第九号、平成二十年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第一〇号、平成二十年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第一〇号、平成二十年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）についてご説明いたします。

介護従事者処遇改善のために、国は、新年度から始まる第四期の介護保険事業の介護報酬を三％程度上積みする方針で、

それが一号保険料に跳ね返らないように国費で手当てをするとしており、保険者は、それを一旦基金に積立てることになります。それが今回の補正の主な内容でございます。

第一条は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ四百二十六万四千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三億四千六百二十五万一千円にするものがございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。
七頁をお開き下さい。

第一款・保険料は、一号被保険者保険料でございますして、実績見込により百三十二万四千円を減額し、補正後の保険料を四千四百九十八万七千円としております。

第四款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・介護保険給付費負担金五十六万七千円を減額し、補正後の国庫負担金の額を五千二百七十三万一千円としております。二項・国庫補助金、一目・調整交付金六十六万一千円を増額、二目・地域支援事業交付金（介護予防事業）二千万を減額、三目・地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）三千万を減額、五目・事業費補助金七十六万六千円の計上は、第四期からの介護保険事業対応システム改修補助でございます。七目・介護従事者処遇改善臨時特例交付金二百十五万七千円の補正は、二十一年度からの介護報酬のアップが保険料に跳ね返らないように国費で手当てされるものでございまして、歳出では、基金として積立てることになります。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目・介護給付費負担金を七十一万一千円減額し、補正後の県負担金を四千六百八十万三千円としております。同じく三項・県補助金を三千円減額し、補正後の県補助金の額を百四十五万五千円としております。

第六款・支払基金交付金、一目・介護給付費交付金三十三万五千円減額、二目・地域支援事業支援交付金三千円を減額し、補正後の支払基金交付金の額を九千八百七十三万三千円としております。

第七款・繰入金、一項・一般会計繰入金、一目・介護給付費繰入金四十九万二千円減額、四目・その他一般会計繰入金を五百二万円増額し、補正後の一般会計繰入金の額を四千九百一十一万一千円としております。

第九款・諸収入、二項、一目・預金利子を一万円減額し、補正後の預金利子を二万二千円としております。同じく五項・サービス収入、一目・予防給付費収入八十九万円を減額し、補正後のサービス収入を百五十一万円としております。

歳出についてご説明いたします。

九頁をご覧下さい。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費十七万四千円の減額は、十三節・委託料、介護保険事業計画策定委託料と法改正に伴うシステム改修委託料の相殺が主な内容でございまして、補正後の一般管理費を二百六十四万八千円としております。三項・介護認定審査会費、二目・認定調査費等、十二節・役務費を十二万五千円、十三節・委託料を十三万四千円増額し、補正後の介護認定審査会費を三百八十四万四千円としております。五項・計画策定委員会費、八節・報償費四千円を減額し、補正後の計画策定委員会費を一万六千円としております。

第二款・保険給付費は、いずれも実績見込による補正でございまして、一項、一目・介護サービス等諸費は、一千七十一万円を増額し、補正後の額を二億七千九百九十九万一千円とし、二項、一目・介護予防サービス等諸費は、八百八十八万四千円を減額し、補正後の額を一千六百六十二万二千円としております。三項・その他諸費、一目・審査支払手数料、十二節・役務費五万二千円を減額し、補正後のその他諸費を三十二万五千円としております。四項・高額介護サービス等費、一目・高額介護サービス費を七十三万円増額、二目・高額介護予防サービス費を五万円減額し、四項・高額介護サービス等費の補正後の額を七百三十四万円としております。五項・特定入所者介護サービス等費、一目・特定入所者介護サービス費を六十五万円、三目・特定入所者介護予防サービス費を十一万円補正し、五項・特定入所者介護サービス等費の額を一千九百四十九万二千円としております。

第五款・地域支援事業費、一項、一目・介護予防事業費、七節・賃金二十万円減額、十三節・委託料二十八万円を減額し、補正後の額を四百七十八万一千円としております。同じく二項・包括的支援事業・任意事業費は、六目・介護予防サービス計画費、十三節・計画作成委託料九十二万二千円の減額が主なもので、六十九万八千円を減額し、二項・包括的支援事業・任意事業費の補正後の額を八百十三万二千円としております。

第六款、一項、一目・基金積立金一万円の減は、基金利息の減によるものでございます。二目・介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金は、一般の基金条例に基づき、国庫補助金二百十五万七千円を積立てるものであります。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・保 険 料

立石 議員

八番（立石隆教） ここにきて百三十二万四千円の保険料が減額がありますが、当初の見込みから比べてこれだけ現段階で減っているのはどういうことなのかなあと、理由を説明して下さい。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

保険料の当初予算の算定は、前年一月の六十五歳以上の人口ではじきます。この年度末になりますと、六十五歳以上というところで、お亡くなりになられる方が約四十名ほど出てまいります。

その結果、精算いたしました、その実際の実績が、金額が下がることになります。

そういうことで補正させていただいております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石 議員

八番（立石隆教） 六十五歳に途中からなる人もいますよね、で、お亡くなりになる人もおられるけど…。入ってくるものもありますね、そこら辺のところの、当然、その「出と入り」と言いますか、そういう形が当初の計算では、かなり計算の頭の中には入っていたはずなんです、ここにきてこれだけ百万違うっていうのは、ちよつと私もどうなのかなあと、そんなに急激にお亡くなりになる人が増えたとは思われないんですが、もつと他に要素があつたんでしょうか？ないんでしょうか、その辺伺っておきます。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

当初予算には、その年に六十五歳になる方を含めて計算しております。亡くなる方は、計算から落としておりません。そういうことで減額が生じます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・国庫支出金

松永議員

九番（松永勇治） 二項・国庫補助金、七目・介護従事者処遇改善臨時特例交付金ですが、先に制定された条例によりまずと、この基金条例はですね、二十四年三月三十一日に限り失効っちゃうこととございますので、自然消滅するわけですから、交付金は昨日のあれでは二十年度だけというような話だったかと思えますけどね…。

それとですね、確認ですが、交付金の二百十五万七千円ですね、算出内容について伺います。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

この基金に積むのは、二十年度の、この補正予算の一回だけということ、それは先日ご説明したとおりでございます。算定方法は、実際にその介護給付費が上がるであろう金額を、国の方が算定いたしましたので、今までの過去の実績に基づいて計算いたしましたので、それを保険料に換算した場合に、小値賀町の六十五歳以上の被保険者の数等で計算いたしましたので、配分される額でございます。保険料の軽減分ということで、百六十五万七千円が算定されております。その他の周知等に要する事務経費ということで五十万円がみられております。合わせて二百十五万七千円になっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

立石 議員

八番（立石隆教） 三項・介護認定審査会費の、二目・認定調査等費。二十五万九千円の増額補正であります。あと三月中は僅かしかありませんが、この訪問調査委託料等、件数的にも内容的にも十分やれる内容でしょうか。

ちよつと時間がないような気もするんですが、内容を伺います。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） 後でご報告したいと思います。

手元に資料がございませんので…。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・保険給付費

伊藤 議員

七番（伊藤忠之） 一目の介護サービス等諸費の中で、十九節の負担金。要介護一以上の者への居宅給付。これは実質見込みということでありませうけども、一千四百万の増額の内容をお願いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

居宅給付につきましては、基本的に社協で行ってる通所介護、それから訪問介護、それからショートステイ、養寿園で行っておりますショートステイ、そこら辺がここに該当するわけでございますが、二項・介護予防サービス等費の、要支援者への給付との入れ替えがございまして、要支援で当初考えていた分が、実際には養介護の方で支出するケースが多かったということでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

岩坪 議員

六番（岩坪義光） 地域密着型介護サービス給付費、これはグループホーム『暖家』の入所者に対してと思えますけども、百八十四万一千円、これは『暖家』での介護サービスがそれだけ手が入るようになって、このサービス料が上がったということで、解釈していいんでしょうか。その理由と…。

それと、先ほど、伊藤議員が質問したんですけど、要支援者の給付が今度減額になっておりますね、これは多分もう要支

援者が要介護一に調査で上がった関係で減額になったと思いますけど、これの説明もお願いいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） 手元に細かい資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思えます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

六番（岩坪義光） 四項の、一目ですね、高額サービス費。今度七十三万円増額になっておりますけども、高額サービス、これは何人分ぐらいが上がっておるんでしょうか。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） 約五十五名でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・地域支援事業費

立石議員

八番（立石隆教） 地域支援事業費の二項・包括的支援事業・任意事業費のところ、五目の、任意事業費であります。この中に、委託料の「食」の自立支援事業、これが十四万三千円の減額であります。これは事業の執行に問題があったのか、或いは対象者が減ったということを表わしているのか、どちらでしょうか。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

当初予算で見込んでいたよりも、希望者等の実績の問題でございまして、当然、一般高齢者の場合は、申請があつた場合に、それが妥当かどうかの判定もいたしております。

そういった形の中で、実績見込みによる数字でございまして。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 妥当かどうかという、すべての人にといいことではないということなので、「妥当かどうか」というのが厳しすぎてこれだけ減つたということでもないんですか？

となれば、その点も見直さなきゃいけないということにもなりますけれども、その辺はどういう解釈をお持ちですか？

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

この配食サービスというのは非常に効果も大きい事業でございます。

当初予算の計上の段階で計上するときに、ある程度の余裕を見て予算を計上いたします。その辺の関係もありまして、精算の段階で若干落ちるといふことでございまして、その審査自体はそういうふうには厳しすぎるようにはやらないつもりで、ある基準を持って対応をしておるところでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） ないようでしたら、先ほど、答弁漏れがありましたので、準備ができたら答弁してほしいと思いますが、

住民課長、どうでしょうか。

住民課長

住民課長（中川一也） 先ほど、答弁漏れがあった分についてお答えいたします。

岩坪議員のご質問で、居宅の要介護一の給付の増と、要支援者への給付の件でございますが、二十年度から本格的に要支援の給付が始まりましたが、それ以前に当初予算の計上をしていた関係で予算の組み方が不透明なために、要支援者への給付の方にシフトをかなり移していたせいで、今回補正が生じたということが一点ございます。

それと、地域密着型サービス給付費の増でございますが、これにつきましては、先ほど、議員がおっしゃったことも一つの要因でございます。

もう一点、立石議員の質問がございましたが、診療所の方に『主治医意見書』のお願いをしているわけですけれども、支払い残があるものですから、ツケがあるものですから、その分を今回計上させていただいております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） こういう認定の申請があつたりいろいろすると、コンスタントに、きちつと何人分計算すればいいかというのとはなかなか難しいところがあるので、きちつと予算どおりには行かないというのは当然だと思っておりますが、今言ったようなことが起こりそうだとした場合においては、事前に補正を組むということは常に気を配らなければいけない、ツケとか何とかというものは、まあ言葉のあやでしようが、そういう形にならないようにするというのが予算の審議の仕方だと思いますので、その辺はどうぞ、まあ十二月のときに、それはなかなか見込むことが難しかったということかも知れませんが、極力そういうところのないようにですね、事前にそういう状況を把握しておくということはやっていただきたいと思っております。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） 議員のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、要支援と要介護のやり取りの場合に、通常は十二ヶ月から二十四ヶ月で介護認定替えの申請があるんですけれども、非常に急に悪くなる状況があつて、そういうときというのは、当初の予定よりも主治医意見書とか、認定の調査をもっと頻繁にしなければならなくなるというケースがございますので、そういったことも一つ突発的な要因としてあつたものですから、その分も当初から見込めば、このようなことにならないんですけれども、そういうこともあつたものですから、申し訳ないと思っております。

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一〇号、平成二十年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一〇号、平成二十年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第一一号、平成二十年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第一一号、平成二十年度小値賀町後期高齢者医療保健事業特別会計補正予算（第一号）についてご説明いたします。

このたびの補正は、実績見込みに基づき、歳入歳出それぞれ四百五十八万二千元を減額し、予算総額を三千五百八十六万九千元にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

四頁をお開き下さい。

第一款、一項・後期高齢者医療保険料、一目、一節・特別徴収保険料三百二十七万五千円を減額、同じく二目・普通徴収保険料、一節・現年度分六十八万七千円を減額して、補正後の保険料の総額を一千七百八十万一千円としております。

第四款・繰入金、一項・一般会計繰入金、一目・事務費繰入金八十六万八千円を減額し、二目・保険基盤安定繰入金を二十四万八千円増額し、補正後の一般会計繰入金の総額を一千七百四十九万二千元としております。

次に、歳出を申し上げます。

五頁をご覧ください。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費六十一万七千円の減額は、十三節・委託料の減が主なもので、総務管理費の総額を六十四万七千円としております。二項、一目・徴収費、十一節・需用費九万円を減額し、補正後の二項・徴収費の額を二十三万三千円としております。三項、一目・健康診査費、十三節・委託料六万九千円を減額し、補正後の健

康診査費の額を五十二万四千円としております。

第二款・分担金及び負担金、一項、一目・広域連合負担金を三百七十一万六千円減額し、広域連合負担金の総額を三千四百四十五万四千円としております。

第三款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金、一目・保険料還付金を九万円減額し、補正後の償還金及び還付加算金の額を一万一千円としております。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・後期高齢者医療保険料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・分担金及び負担金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

八番（立石隆教） 聞き忘れておりました。

歳入の部分ですが、一款、一項、一目の特別徴収保険料。これが当初予算からすると、三百二十七万五千円の減額であり

立石議員

ます。この内容を伺います。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

年度途中の資格喪失者等も出てまいります。まあ七十五歳以上の後期高齢者ということでございますので、当然そのあたりが、お亡くなりになって出てくるということですが、二月現在、八百四十八名分の、保険料自体は対象者がいらつしやいます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） やむを得ない事情というのがあるということですが、これは勿論当然なんです。予算を組むときにはですね、この時点で、補正額で三百二十七万五千円もですね、歳入欠陥があるというふうに出た場合は、普通この程度の事業の予算であれば、結構ダメージが大きいんですね。

ですから、当初の予算のときに、当然そういう状況も踏まえた上で計算をするというのが正しいやり方ではないかと私は思うんですが、いや、当初の考え方と大きくこれは違いましたと…。

例えば、災害があつてですね、急にたくさんの方が亡くなったという場合は、それは当然だと思うんですけど、そういうことを考えますと、この三百万というのはちょっと大きいなあというのは思います。それはどうでしょう…。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

この後期高齢者の医療の小値賀町の特別会計は、小値賀町で集めて、後期高齢者医療連合にお支払いするという形になりますので、当初から少なく見積もっていたら、少なくともしか払えなくなります。当然、集まった分はすべて百パーセント、後期高齢者医療広域連合の方に送らなければいけません。

ということになりますと、集められる、現段階で考えられる保険料は、全部徴収するという姿勢でないと、逆に支出が多くなつて、収入が入つてこないという状況になります。そういうことがありますので、満額集めて満額送るという当初予算の姿勢でないと、不都合が生じるということになります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 今の件でございまして、四頁ですね。今、立石議員が言われたあれですけど…。

今、金額の問題やっただですけど、私はちよつとお尋ねしますけど、当初予算のときですね、特別徴収保険料の対象者はですね、六百五十三名。それから、次の普通徴収が百六十三名で、合わせて八百十六名ですか、課長は十七名ちゆうことで一名ちよつと合わなかつたんですけども、そういうことで、今聞いてみると八百四十八名ということですが、この一目、二項の分について対象者を教えて下さい。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

「延べ」と言いますか、年度途中で亡くなる方もカウントされますし、年度途中で入ってくる方もカウントされますので、全体とすれば、伸びるわけがございます。当初予算よりも伸びることになりますので、二月現在の賦課した実人数と申しますか、そういうのは八百四十八名になっているということでございます。

普通徴収が百二十六名になっております。その他が特別徴収で、七百二十二名でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一号、平成二十年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第一一号、平成二十年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第一号)は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	二十六分	—
—	再開	午前	十時	三十五分	—

議長(横山弘藏) 再開します。

日程第六、議案第一二号、平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第三号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長(中村敏章) 議案第一二号、平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第三号)の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、歳入歳出予算の組み替えでございまして、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

それでは、予算説明書の歳入歳出事項別明細書、七頁、歳入よりご説明いたします。

一款・事業収入、一項・使用料及び手数料では、一目・使用料を十一万円増額、二目・手数料を一万円減額し、使用料及び手数料の総額を五千五百五十四万一千円としております。二項・工事収入を十万円減額し、予算の総額を百四十万円といたしました。

歳出では、第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、三節・職員手当等を五万円増額、四節・共済費を一千万円減額、十二節・役務費を十二万三千円増額、十三節・委託料を十万円減額し、総務管理費の総額を四千百五十六万円といたしました。

四款、一項、一目・予備費を七万二千円減額し、予備費の総額を十五万三千円といたしております。
以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業 収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

立石 議員

八番（立石隆教） 私は、この補正予算自体を、こういうふうに出すべきものかなというふうには思っておりますが、これは決算のときに、当然予備費として上げて金額がございまして、その予備費はこういう事業費に充てることができるというふうになってるわけですから、当然、決算の中でそれが出てくるという話ではないのかなあと…。

では、ないとするならば、特別な一般管理費があるのかなあと。

即ち、議会に諮らなければならないほど、特別な予備費を使えないという事業があるのかなあとというふうには拝察しますが、であれば、時間外手当というのが、何か特別の事情ができて、五万円の計上をしているのか。役員費で十二万三千元、これが、水質検査手数料が特別な意味合いと言うか、「もうここで承認してもらわないといけません。」というようなことで、上げているのか伺います。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、予備費を充用ということも考えられたわけですが、予備費の充用は突発的な場合に利用するのじゃないかという、まあ私の考えた方でございます。それで検査手数料についてもですね、一回試験を増やしましたので、それで手数料が十四万円ほど増額になっておりました。

それと、時間外手当もですね、漏水調査等を夜間に実施しましたので、その分がですね、不足となって五万円計上させていただきます。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） なりたての課長でもございませぬのに、議会においては『予備費』についての議論が結構なされております。それが、「突発的なことだと自分は承知している。」ということですが、予備費は突発的なことだけではありません。軽微なことについても、予備費を使うことができるようになってるわけですから、このことについては軽微なことだと、つまりわざわざ議会で諮るようなことではないというような問題であろうというふうには私は思います。

ですから、こういうものは、例えばですね、予備費に使ってはならないというのがあります。それは、議会で否決をされた項目については使ってはならないんですね。ですから、そういう項目にあるのかなあとということでお伺いしてるんです。で、それ以外についてはですね、予備費は使っていいように、つまり、予備費を使うことを認めてるわけです。補正前の金額で言えば、二十二万五千円…。

ということですから、そういう意味においては、ちよつとこれの補正予算の出し方っていうのは如何なものかなあと思っておりますが、ご所見を伺います。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりだと思いますけど、今回はですね、出させていただいております。

予備費の充用がどこまでできるかというのがですね、ちよつとあやふやな面がありまして、今回、補正予算として提出させていただきます。次回からは、予備費を充用させていただきます。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） これは担当課長だけではなくて、他の課長の皆さんにも言えることだと思いますが、予備費に対する考え方っていうのも、しっかりとご理解をいただきたいというふうに思います。

予備費は、一般の町内会の『予備費』とは違う性格だということ、町内会ではほとんど残すために予備費っていうのは作っておりますが、こういう自治体におきましては、公共団体というところの予備費は使っていい範囲を制限しますという意味合いで、『一項』設けられているということでありますから、『項』を設けるということは、使っていい金額を決めると

ということなんです。

そういう意味においてはですね、予備費の使い方っていうのは、使っているお金でありますから、ただ、無軌道にやってはいけないということですから、突発的なこととか、それから職員の異動等で金額が変わるとか、いろんなことが起こってくる場合において、それが行われるというふうになっておりますし、まして特別会計においては、予備費は計上しなくてもいいというふうになっているのに、わざわざこれは計上してるんですから、使っていることを議会が当初予算で承認しているということでありますから、どうかひとつ、皆さん方も予備費の使い方についてはですね、十分にお勉強いただきたいというふうに思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一二号、平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第三号）を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一二号、平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第一三号、平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第一三号、平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算にそれぞれ百三十五万円を減額し、予算総額を三億三千九百八十七万七千円といたしております。

第二条は、地方債の変更規定でございまして、第二表「地方債補正」に示しますとおり、漁村再生交付金事業六千八百三十万円を、限度額六千七百三十万円に変更するものでございます。

それでは、補正予算の内容を説明書の事項別明細書により、七頁、歳入よりご説明いたします。

一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料を三十五万円減額し、予算の総額を二千九万七千円といたしました。

七款、一項・町債を百万円減額し、予算の総額を一億三千三百五十万円といたしております。

八頁、歳出についてご説明いたします。

一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費は財源の組み替えでございまして、三目・漁業集落排水管理費、十三節・委託料を四万四千円減額、四目・農業集落排水管理費、十一節・需用費を二十五万四千円減額、十二節・役務費を十九万五千円減額、十三節・委託料を八万八千円減額、五目・公共下水道管理費、十一節・需用費を七十二万五千円減額、七目・合併浄化槽管理費、十二節・役務費を十三万五千円減額、十三節・委託料を五万一千円減額、二十二節・補償、補填及び賠償金を一万八千円減額し、総務管理費の総額を二千五百十万五千円といたしました。

二款・施設整備費、一項・施設整備費、一目・漁村再生整備費を百十二万九千円増額し、施設整備費の総額を一億七千八百三十七万五千円といたしました。

三款、一項・公債費、二目・利子を五十六万六千円減額し、公債費の総額を一億三千六百十五万六千円といたしました。

四款、一項、一目・予備費を四十万三千円減額し、予備費総額を二十四万一千円といたしました。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・施設整備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・公債費

九番（松永勇治） 公債費、二目の、利子の五十六万六千円です。これは長期債償還利子でございますけれども、何か変動

があったんでしょうか。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 利子でございますけど、ご存知かとは思いますが、借入れ実行日によって、その利息が変わって

まいりますので、その関係の利息の減額と考えております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、借入れは最近なされたんですか？借入れはいつされましたか？

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 手元に資料がございませんので、後ほど答弁させていただきます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	五十三分	—
—	再開	午前	十二時	九分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

公債費につきましては、財政課の方で担当しておりますので、財政課長に答弁をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

この利子の分の減額につきましては、十九年度事業完了分をですね、二十年度に、まあ三年間据え置きですので、借り入れて利子を出すわけですけども、その分の変ったものがですね、漁業集落排水で借りた分をですね、二・五％で予算を組んだつたわけですけども、実際借りるときが二・一％になったということと、特定環境整備下水道工事というのがありますけども、それも一・五％の予定が、一・一％になったということと、

それから、それは一応前借りということと、二十年の五月に借りるわけですね、それが本借りになるのが今年の一月です。そのときに、その利率が変わったもんですから、その分の精算が五十何万になっているということと、

その詳細につきましては、特別委員会のときに、借入額と利率が変わった分ですね、精算したのを、後で差し上げたいと思います。

議長（横山弘藏） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一三号、平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一三号、平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第一四号、平成二十年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 議案第一四号、平成二十年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第二号）の提案理由をご説明いたします。

今回の補正予算の内容は、歳入で、渡船事業費補助金の増額と、歳出では、はまゆうエンジンのオーバーホールによる増額及びA重油価格が下がりましたので、それに伴う燃料費の減額が主なものです。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。

第一条は、第一表「歳入歳出予算」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ百二十万一千円を追加し、補正後の総額を六千五百四十万四千円にするものです。

次に、予算説明書の事項別明細書七頁の歳入から、ご説明いたします。

二款・国庫支出金、一項・国庫補助金、一目・渡船事業費国庫補助金では、百二十万一千円を増額し、補正後の額を一千九百五十三万九千円としております。

八頁、歳出についてご説明いたします。

一款・渡船事業費、一項・渡船管理費、一目・渡船総務費、三節・職員手当等は、職員の時間外手当を十五万円増額してあります。二目・はまゆう運航費、三節・職員手当等は職員の時間外を七万円減額し、十一節・需用費では、燃油であるA重油の値段が下がっておりますので、燃料費を百八十万円減額し、また、はまゆう左エンジンのオーバーホール及びメンテナンス修理が必要となりましたので、修繕料を二百九十万円の増額をしています。三目・さいかい運航費は、三節・職員手当等を一万九千円増額し、四節・共済費を二千円増額し、一項・渡船管理費を百二十万一千円増額して、補正後の額を五千六百七十二万五千円といたしております。

以上、平成二十年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第二号）の提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・渡船事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一四号、平成二十年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一四号、平成二十年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第一五号、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 議案第一五号、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、歳入で、これまでの実績によります診療報酬の見直しと、地域活性化臨時交付金の交付決定によります一般会計繰入金の変更。歳出では、地域活性化臨時交付金を財源としました診療所内の給湯・給水設備改修工事及び設計委託料の計上が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ二千十五万円を増額し、補正後の総額を四億六千二百十万円とするものでございます。

第二条は、診療所給湯給水設備改修工事設計業務委託及び工事において年度内着工が困難なため、第二表「繰越明許費」のとおり、全額を二十一年度へ繰り越し、施工しようとするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から、補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、一款・診療収入、一項・入院収入、四目・一部負担金を五十万円減額、五目・その他診療報酬収入十万円減額し、一項・入院収入の補正後の総額を五千四十二万円にいたすものです。各入院収入につきましては、前回の二号補正で調整をいたしておりましたが、一部でこれまでの実績により推計し補正するものでございます。二項・外来収入、四目・一部負担金を百万円減額し、二項・外来収入の補正後の総額を三億八百六十一万円にいたすものです。これも入院収入と同様の推計によるものです。

二款・使用料及び手数料、二項・手数料、一目・文書料を二十万円減額し、二項・手数料の補正後の総額を百二十万円にいたすものです。これは、十二月までの実績を基に推計し、補正するものです。

四款・繰入金、一項・他会計繰入金、一目・事業勘定繰入金十二万円減額、二目・一般会計繰入金二千二百六十二万円増額し、一項・他会計繰入金の補正後の総額を五千九百四十五万円にいたすものです。事業勘定繰入金につきましては、へき地直営診療所運営費補助金の額の確定により減額するものです。一般会計繰入金につきましては、国の「地域活性化・生活対策臨時交付金」制度の創設により、この交付金を活用し診療所水道施設・ボイラー施設の改修工事を行うものです。

六款・諸収入、二項・受託事業収入、一目・特定健康診査等受託料七十八万二千元減額し、二項・受託事業収入の補正後の総額を四百四十一万八千元にいたすものです。これは特定健診の実績によるものです。三項、一目・雑入二十三万二千元を増額し、三項・雑入の補正後の総額を二百一十一万二千元にいたすものです。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、三節・職員手当等の七十九万五千円の減額は、看護師の夜勤、医師の宿日直手当の調整によるものです。四節・共済費は十万四千円の減額です。七節・賃金の七十六万八千円の増額は、臨時雇い看護師の雇用日数の増加及び補助看の夜勤手当分と事務職員の産休代替に係る雇用によるものです。八節・報償費五十四万円の減額は、休日宿日直応援医師の謝礼の実績によります減額です。十三節・委託料の二百万円の増額は、地域活性化臨時交付金を財源に診療所施設内の水道設備、給湯設備を改修することに先立ち設計委託料の計上で、全額未契約繰り越しの予定です。十五節・工事請負費は前述のとおり、改修工事分で次年度へ全額未契約繰り越しの予定です。これらにより、一項・総務管理費の補正後の総額を二億六千八百八十七万二千元といたしました。

一款・総務費、二項、一目・研究研修費、九節・旅費十一万七千円の減額は、看護師の長期研修等の旅費の減額です。これにより、二項・研究研修費の補正後の総額を百九万五千円といたしました。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費、十四節・使用料及び賃借料百二万三千円の増額は、在宅酸素濃縮機リース料で、貸出し分の増加に伴うものです。これにより、一項・医業費の補正後の総額を二億三千七百六万六千元といたしました。

三款、一項・公債費、二目・利子、二十三節・償還金、利子及び割引料五千円減額は、平成十九年度購入分の上部消化管ビデオスコープの辺地債二百四十万円の償還利子確定に伴うものです。これにより、一項・公債費の補正後の総額を一千八百八十六万九千元といたしました。

四款、一項、一目・予備費を八万円減額し、予備費の総額を六十九万八千元といたしました。

以上、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）に係る概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・診療収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・繰入金

松永議員

九番（松永勇治） 二目・一般会計繰入金です。これが十九年度は決算で一千三百万円。先ほど、説明の中でですね、繰越明許費で他の特定財源があるので、これを繰り入れて一般会計繰入金によって、この繰越明許費の中で事業をやりたいという事で解るわけですけれども、今回、二千二百六十二万円増額するんですね、ここにありますように、五千五十二万円になるわけですね。

そして、十九年度はですね、へき地直診勘定分と、それから国保財政調整基金を二千六百四十万を充てておりますけれども、今年度はですね、この国保財政調整基金は全然扱っていないわけですね。今現在高を見ると一億六千二百万円あるようです。基金の残高がですね、そういうことからするとですね、町の財政も非常にきついときにですね、この整備をするのはいいんですけれど、診療所の給湯給水設備工事を繰り越してやるようになつておりますけれども、もう少し財政調整基金の活用はできないのかなあと考えます。一般会計からの繰り入れが余りにも増大しておりますので、そのことについてどういふふうにお考えでしょうか。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 議員さん、おっしゃられるとおり、昨年度は国保財政調整基金をかなり入れさせていたでいてるんですけども、本来、あまりその国保財政調整基金をですね、あまり運営費に恒常的に入れるというのは、あまりよくないんじゃないかと、そういうふうに考えております。

それで、一応、今回の景気対策として二千万、一般会計繰入金で入れているんですけども、それを差し引けば約三千万弱になるんですけど、その国からの交付金とかですね、補助金とか、そういうのを入れたら、ほとんど単純に一般会計の一般財源を持ち出すっていうのは、ほとんどないという今の状況ですので、そんなに一般会計からの負担というのはあまりな

いと思っております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 一般会計の五千五十二万の中には、交付税か何かでされたものを、一応一般会計で受け入れて診療所会計にやっとするから、実際は本当の町の一般財源ではないということですか？

そんなら解りました。

それとですね、この繰越明許費に上がつとる事業のですね、補助か何かあるんでしょ、その額を教えてください。

まあ予算を見れば判るんでしょうけれども…。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） お答えいたします。

地域活性化臨時交付金というお金を二千万、この給湯給水工事に充てるわけなんですけれども、一応これは全額補助というふうには私は認識しております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） これは活性化事業のですね、一般会計で繰越事業に上がつとる分と、一緒の制度のものです。

はい、解りました。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・医療費

七番（伊藤忠之） 先ほど、概要の説明の中で、医療在宅酸素濃縮機のリース料ですけども、増設した内容ですね、それと

伊藤議員

増設しての、現在のリース代ですね、それと、それが全部利用されているのか、利用状況をお願いします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） これは、酸素濃縮機の在宅分で、貸し出し分なんです。貸し出し分で、一応現在、六名の方が使用されております。

それですね、一応当初、四名程度で推移するだろうということで想定をしてたんですけれども、一応これまでの実績を見てみますと、平均約六名で貸し出しているというふうな状況になっております。

酸素濃縮機のリース料としましては、月で五万九百五十五円になっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・公 債 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

松 永 議 員

九番（松永勇治） 八頁ですね。総務費の、一項・総務管理費の、一般管理費。

ここで財源内訳なんです、一千九百八十八万円、これは国庫補助金を一般会計からの繰入金の中に入れて、もらってるということ、その他に上げられたんですか？国庫補助金ちゅうわけにはいかんとすたいね…。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） お答えいたします。

一応これは『その他』の欄で計上いたしておりますけれども、これは先ほどの交付税分の二千万と、事業勘定繰入金が一千万、運営補助が一千万円減額した分がありますので、一千九百八十八万円になるんですけれども、一般会計の方で国庫補助を受けて、それを特別会計の方は『その他』ということで、途中に一般会計が入りますもんですから、うちの方としては『その他』ということで受け入れるようになっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『繰越明許費』についてご質疑願います。

加山議員

二番（加山雅徳） この診療所の給湯給水設備工事の件ですが、これは給水工事については、方法はいろいろあるかと思うんですが、給湯についての工事の場合ですね、診療所の営業する上においてですね、支障があるんじゃないかと思いますが、その点はどう考えておられるんですか？

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 繰越事業によつて二十一年度には実際は施工するような形になるんですけども、一応給湯設備ということで、今、厨房でボイラーを、重油で作りました配管で給湯をしております。

その中で、今のところ、給湯をですね、このボイラーがかなりもう開設当初からあるものですから、これが老朽化してまして、ボイラー管もですね、途中で漏れてまして漏水がありまして、床下はかなり浸水している状況です。たまにポンプで汲み上げるようなことをやっております。

で、なかなか補修をすれば、また違う所が振動で破れるというふうな、本当に危険な状態になつてる状況なんですけれども、今、議員さんが心配されますとおりですね、この給湯管をやり替えるっていうんじゃないかと、ひとまず全部もう廃止してしまいます。もう配管もボイラーも全部、一応廃棄してしまおうと思っております。その代わりに、今、それぞれ給湯器を家庭で使われてると思うんですけれども、あれのちよつと大型のやつを、各部屋の横に四機程度になると思うんですけど、それを設置しまして、各部屋の横に、浴槽とかに給湯しようというふうに考えております。

それで、入院患者さん等にはあまり影響は出てこないんじゃないかなあと考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一五号、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第三号)を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第一五号、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第三号)は、原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第二五号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長(中村敏章) 議案第二五号、工事請負契約の変更についてご説明いたします。

柳漁港地域水産物供給基盤整備につきましては、平成二十年八月二十一日に入札を行い、門田建設株式会社が落札し、現在の契約額は一億三千四百二十七万四千円で、議会の議決を得て契約を締結しておりましたが、その後、護岸陸側のパラペットの延長等の追加が生じ、設計変更及び契約の変更が必要となりました。

現在の契約額に、工事費五百二十六万円に消費税二十六万三千円を加えた、一億三千九百七十九万七千円で契約者である門田建設株式会社との、随意契約より工事請負契約を変更したたく、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、本案をご提案申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二五号、工事請負契約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二五号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第二六号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第二六号、工事請負契約の変更についてご説明いたします。

漁村再生整備費に係る斑クリーンセンター建設工事につきましては、平成二十年九月三十日に入札を行い、株式会社九電

工が落札し、現在の契約額は、八千一百万円で議会の議決を得て契約を締結しておりましたが、工事の変更が生じ、設計変更及び契約の変更が必要となり、現在の契約額に工事費六百十五万円に、消費税三十万九千六百五十円を加えた八千六百五十一万三千六百五十円で契約者である、株式会社九電工との随意契約により、工事請負契約を変更したたく、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、本案をご提案申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） この放流管の位置の変更についてお伺いですが、当初の放流管の位置と、今回何か変更で変わったようですが、隣に種苗センターがありますけど、そういう関係で放流管の位置がどこに変更されたのか、また種苗センターには影響ないのか、その二点、お伺いいたします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

放流の位置自体はですね、大しては変更しておりません。種苗センターの件がありますので、橋の袂の方ですね、当初からあそこに計画したんですけど、それから流すような形をとっております。

そしてまた放流水ですけど、通常の家雑廃水よりかなりきれいな水でございますので、別に影響自体はないと思うんですけど、やっぱりちよつと感覚的にですね、嫌がるということと離れた所に放流するようにはしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

六番（岩坪義光） この変更は、今の加山議員の放流管の件だけでしょうか。

それとも、もう少し詳しく説明のほど、よろしく願います。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

当初、土工事においてですね、素掘りで計画しておりました。まあ海水の影響はないだろうという想定のもので、素掘りで計画しておりましたところ、実際、試掘調査、試し掘りですね、してみたんですけど、そうした場合は、どうしても潮の影響を受けまして崩落が起きまして、かなり危険な状況になりました。

それで、急遽、工法を変えまして、矢板、鉄板をずうっと打ってくるんですけど、その矢板工法に変えております。で、矢板工法に変えた結果ですね、どうしても矢板損料が発生しますので、その分、金額が増加になっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二六号、工事請負契約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二六号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

― 休憩 ― 午前 十二時 四十七分 ―

議長（横山弘藏） 再開します。

おはかりします。

日程第十二、議案第一六号から日程第二十、議案第二四号までの、平成二十一年度小値賀町各会計予算については、予算特別委員会を設置して付託する予定でございますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、日程第十二、議案第一六号から日程第二十、議案第二四号までの、平成二十一年度小値賀町各会計予算については一括議題とします。

まず、議案第一六号、平成二十一年度小値賀町一般会計予算の提案理由の説明を求めます。 財政課長

財政課長（西村久之） 議案第一六号、平成二十一年度小値賀町一般会計予算について説明いたします。

現在の経済情勢をみると、昨秋以降の世界の金融市場の混乱が世界経済を弱体化させ、これに伴い我が国も百年に一度の景気後退局面に突入しており、今後も景気の下降局面が長期化・深刻化する恐れが高まっております。このため、地方税や地方交付税の原資となる国税五税が大幅に減少することが避けられない情勢となっております。

こうした状況の中、国は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六」で示された、国・地方の基礎的財政収支を、平成二十三年度までに黒字化させるとの目標を達成すべく、引き続き努力し、歳出改革を決して緩めることなく、最大の削減を行うこととしておりますが、歳入環境が急速に悪化している状況を念頭に置き、国民生活と日本経済を守ることが優先し、当面は「景気対策」、中期的には「財政再建」、中長期的には「改革による経済成長」という三段階で、経済財政政策を進めることとしております。

しかしながら、こうした状況の下でこそ、地域住民の生活と地域経済を守るため、地方公共団体は、地域住民が将来にわたって安心して生活できるよう、地域医療の確保、高齢者に対する福祉・介護サービスといった地域住民の生活を支える基礎的サービスを確保しなければなりません。また、地方の元気を回復し、その底力を発揮できるよう、地方公共団体自身が、

その実情に応じ、産業の振興や雇用の創出など、地域の活性化につながる施策を自主的・主体的に行っていく必要がある。それに、最も重要なことは、国の「宝であり希望である」子供たちの教育及び教育環境の整備については、特に力を入れていかなければなりません。大変厳しい社会情勢ではありますが、町民の負託に応えるべく、今後の社会経済情勢の変化、国の予算編成及び地方財政対策の動向を的確に見極めるとともに、持続可能な財政運営への転換を確実なものにするため、歳入歳出両面において、徹底した行財政改革を引き続き行うこととし、小値賀町の身の丈にあった財政運営をしていかなければならないと考えております。

第一条は、第一表「歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億八千三百万円とするものでございます。

第二条は、第二表「債務負担行為」に示しますとおり、平成二十一年度小値賀町肉用牛経営規模拡大事業補助金の期間と限度額を定めたものでございます。

第三条は、第三表「地方債」に示しますとおり、「長崎県新世紀水産業育成事業補助金」「島暮らし体験交流施設整備事業」「公営住宅等整備事業」「臨時財政対策債」それぞれの限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたものでございます。

第四条は、「一時借入金」の借入れの最高額を六億円と定めたものでございます。

第五条は、歳出予算の流用について定めたものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

一款・町税、一項・町民税、一目・個人五千六百九十二万一千円計上、同じく二目・法人四百十六万六千円を計上し、町民税の総額を六千八百七十七万七千円としております。同じく二項・固定資産税、一目・固定資産税六千二十三万一千円計上、同じく二目・国有資産等所在市町村交付金及び納付金を二百二十一万六千円計上し、固定資産税の総額を六千二百四十四万七千円としております。同じく三項・軽自動車税を六百八十二万一千円計上、同じく四項・町たばこ税を一千三百六十九万三千円計上、同じく五項・特別土地保有税は、費目設置でございませぬ。

二款・地方譲与税、一項・地方揮発油譲与税を四百五十五万円計上、同じく二項・自動車重量譲与税を一千八百万円計上、同じく三項・地方道路譲与税を二百四十五万円計上、同じく四項・航空機燃料譲与税は、費目設置でございませぬ。

三款・利子割交付金、一項・利子割交付金を五十万円計上してしております。

四款・配当割交付金、一項・配当割交付金を二十万円計上しております。

五款・株式等譲渡所得割交付金、一項・株式等譲渡所得割交付金を十万円計上しております。

六款・地方消費税交付金、一項・地方消費税交付金を二百万円計上しております。

七款・自動車取得税交付金、一項・自動車取得税交付金を七百六十万円計上しております。

八款・地方特例交付金、一項・地方特例交付金を百万円計上しております。

九款・地方交付税、一項・地方交付税を十五億円計上しております。

十款・交通安全対策特別交付金は、費目設置でございませぬ。

十一款・分担金及び負担金、一項・分担金、一目・農林水産業費分担金を四十万八千円計上しております。同じく二項・負担金、一目・民生費負担金二十七万円計上、同じく二目・教育費負担金を八万円計上し、負担金の総額を三十五万円としております。

十二款・使用料及び手数料、一項・使用料、一目・総務使用料百五十六万四千円計上、同じく二目・民生使用料四百八十四万八千円計上、同じく三目・衛生使用料五十八万五千円計上、同じく六目・土木使用料一千六百九十三万九千円計上、同じく七目・教育使用料を三百二十四万九千円計上し、使用料の総額を二千七百八十八万五千円としております。同じく二項・手数料、一目・総務手数料百九十八万円計上、同じく二目・衛生手数料六百八十万円計上、同じく三目・農林水産業手数料を百九十万二千円計上し、手数料の総額を一千六十八万二千円としております。

十三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・民生費国庫負担金三千八百四十九万円の計上は、自立支援給付費負担金三千二百六十四万円が主なものでございます。同じく二項・国庫補助金、一目・民生費国庫補助金二十五万円計上、同じく二目・衛生費国庫補助金百八万一千円計上、同じく三目・農林水産業費国庫補助金三千二百二十万三千円計上、同じく四目・土木費国庫補助金二千九百九十一万一千円計上、同じく六目・教育費国庫補助金二百六十四万二千円を計上し、国庫補助金の総額を六千六百万七千円としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金二百三十五万七千円計上、同じく二目・民生費委託金百二十万二千円を計上し、委託金の総額を三百五十五万九千円としております。

十四款・県支出金、一項・県負担金、一目・総務費県負担金四百七十八万九千円計上、同じく二目・民生費県負担金四千八百八十四万二千円の計上は、国保保険基盤安定負担金一千百七十五万円、自立支援給付費負担金一千六百三十二万円、後期

高齢者医療保険基盤安定負担金一千二万九千円が主なものでございます。同じく三目・衛生費県負担金を八十万一千円計上し、県負担金の総額を四千七百四十三万二千円としております。同じく二項・県補助金、一目・総務費県補助金二千四十九万円の計上は、離島体験滞在交流促進事業補助金二千万円が主なものでございます。同じく二目・民生費県補助金六百七十五万六千円計上、同じく三目・衛生費県補助金五百五十四万五千円計上、同じく四目・農林水産業費県補助金七千五百六十七万三千円の計上は、経営体育成支援事業一千六百万円、離島漁業再生支援交付金二千二百九十五万円、新世紀水産業育成事業費補助金一千三百万円が主なものでございます。同じく五目・商工費県補助金二百二十六万円計上、同じく八目・教育費県補助金を百七十四万円計上し、県補助金の総額を一億一千二百四十六万四千円としております。同じく三項・委託金、

一目・総務費委託金一千七百一十四千円の計上は、長崎県知事選挙及び衆議院議員選挙に伴う委託金八百万円が主なものでございます。同じく三目・衛生費委託金三万八千円計上、同じく四目・農林水産業費委託金百二十一万二千円計上、同じく六目・土木費委託金を二百九十四万円計上し、委託金の総額を二百二十四万四千円としております。

十五款・財産収入、一目・財産運用収入、一目・財産貸付収入五百九十一万四千円計上、同じく二目・利子及び配当金を百四十八万八千円計上し、財産運用収入の総額を七百四十万二千円としております。同じく二項・財産売払収入、一目・不動産売払収入、二目・物品売払収入、三目・有価証券売払収入は、いずれも費目設置でございます。

十六款・寄附金、一目・寄附金、一目・一般寄附金、二目・総務費寄附金、三目・民生費寄附金、四目・衛生費寄附金、七目・教育費寄附金は、いずれも費目設置でございます。

十七款・繰入金、一目・基金繰入金、二目・振興基金繰入金三百十萬三千円計上、同じく三目・まちづくり担い手育成基金繰入金百万円計上、同じく六目・地域福祉振興基金繰入金四百二十万円計上、同じく九目・中山間ふるさと活性化基金繰入金二万円を計上し、基金繰入金の総額を八百三十二万三千円としております。同じく二項・特別会計繰入金、一目・老人保健事業特別会計繰入金、三目・介護保険事業特別会計繰入金は、いずれも費目設置でございます。

十八款・繰越金を二千万円計上しております。

十九款・諸収入、二項・町預金利子は、費目設置でございます。同じく四項・雑入、五目・雑入一億四千五百三十四万九千円の計上は、県営漁港施設使用料七百七十一万三千円、あわび館販売収入七百万円、県内市町村基金積立金配分金五千八百三十六万三千円、佐世保地域広域市町村圏組合解散に係る精算金四千六百三十五万八千円が主なものでございます。

二十款・町債、一項・町債、一目・総務債一億七百万円計上、同じく四目・農林水産業債四百八十万円計上、同じく五目・商工債四千五百八十万円計上、同じく六目・土木債を一千七百万円計上し、町債の総額を一億七千四百六十万円としております。

歳出では、一款・議会費、一項・議会費を五千四百七十二万三千円計上しております。

二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費二億一千九百七十万四千円の計上は、会長報酬・二役及び職員十名の人件費、各種事務機器リース料二千二十七万円の計上が主なものでございます。同じく二目・文書広報費六百六十八万三千円計上、同じく三目・財政管理費一千五百八十八万四千円計上、同じく四目・会計管理費二十八万五千円計上、同じく五目・財産管理費八千三百四十八万八千円の計上は、振興基金積立金一千三百六十万一千円、百年計画学校建設基金積立金五千八百四十二万四千円が主なものでございます。同じく六目・企画費五百二十二万六千円計上、同じく七目・交通安全対策費百二十三万一千円計上、同じく八目・空港費九百八十八万八千円計上、同じく九目・ふるさと創生事業費を百五十二万八千円計上し、総務管理費の総額を三億四千二百六十一万一千円としております。同じく二項・徴税費、一目・税務総務費三千二百四十四万八千円の計上は、職員四名分の人件費が主なものでございます。同じく賦課徴収費を百四十五万三千円計上し、徴税費の総額を三千三百九十一万一千円としております。同じく三項・戸籍住民基本台帳費、一目・戸籍住民基本台帳費七百十六万六千円計上、同じく二目・住民基本台帳ネットワーク費を三百二十八万四千円計上し、戸籍住民基本台帳費の総額を一千三十九万八千円としております。同じく四項・選挙費、一目・選挙管理委員会費九十四万八千円計上、同じく二目・選挙啓発費二十二万七千円計上、同じく三目・衆議院議員選挙費五百万円計上、同じく五目・県知事選挙費五百万円を計上し、選挙費の総額を一千百六十七万七千円としております。同じく五項・統計調査費、一目・統計調査総務費百四十七万七千円計上、同じく二目・国土調査費九百四十四万一千円を計上し、統計調査費の総額を一千五十八万八千円としております。同じく六項・監査委員費を百十万二千円計上しております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費一億八千四百四十三万二千円の計上は、職員五名分の人件費、後期高齢者医療給付費負担金四千四百六十八万四千円、国保特別会計繰出金二千三百六十二万九千円、後期高齢者医療特別会計繰出金一千九百六十五万五千円、介護保険特別会計繰出金四千九百三十八万八千円が主なものでございます。同じく二目・国民年金事務費二十八万三千円計上、同じく三目・老人福祉費二千八百三十九万五千円計上、同じく四目・身体障害者福祉

費六千八百六十六万九千円の計上は、障害者自立支援給付事業六千六百六十八万円が主なものでございまして、社会福祉費の総額を二億八千七百七十七万九千円としております。同じく二項・児童福祉費、一目・児童福祉総務費一千二百九万六千円計上、同じく二目・母子福祉費十二万円計上、同じく三目・児童福祉施設費二千七百八十七万九千円を計上し、児童福祉費の総額を四千九万五千円としております。同じく三項・災害救助費は、費目設置でございまして。

四款・衛生費、一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費九千二百五十五万五千円の計上は、職員四名分の人件費、国保診療所特別会計繰出金二千二百七十万円、簡易水道特別会計繰出金二千九百九十九万九千円が主なものでございまして。同じく二目・予防費五百三十二万七千円計上、同じく三目・環境衛生費八百五十八万一千円計上、同じく四目・健康増進費を五百二万四千円計上し、保健衛生費の総額を一億九百八十八万七千円としております。同じく二項・清掃費、一目・塵芥処理費四千七百五十四万九千円計上、同じく二目・し尿処理費三千六百三十八万八千円を計上し、清掃費の総額を八千三百九十三万七千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、一目・農業委員会費三百四十八万一千円計上、同じく二目・農業総務費四千三百二十四万五千円計上、同じく三目・農業振興費四千九百二十三万五千円の計上は、担い手公社運営費補助金一千四百四十万円、新規就農者支援ハウス建設二千四百万円が主なものでございまして。同じく四目・畜産業費一千九十二万六千円計上、同じく五目・農地費七千九百八十七万二千円の計上は、堆肥製造施設管理委託料五百万円、土地改良施設維持管理委託料八百七十七万円、県営畑総事業借入金元利償還金補助五千四百六十六万六千円が主なものでございまして、農業費の総額を一億八千六百七十五万九千円としております。同じく二項・林業費、一目・林業振興費を二千五十一万八千円計上してしております。同じく三項・水産業費、一目・水産業総務費二千二百五十六万一千円計上、同じく二目・水産業振興費五千六百五十八万三千円の計上は、新世紀水産育成事業費補助金一千七百八十七万五千円、離島漁業再生支援交付金三千六十万円が主なものでございまして。同じく三目・水産施設費二千六百五十三万七千円計上、同じく四目・漁港管理費一千六百六十九万五千円計上、同じく五目・漁港建設費一千二百二十四万八千円を計上し、水産業費の総額を一億三千三百六十二万四千円としております。

六款・商工費、一項・商工費、一目・商工総務費二千七百一十二万一千円計上、同じく二目・商工業振興費八百八十四万六千円計上、同じく三目・観光費一億六千三百六十六万八千円の計上は、地産地消古民家レストラン整備企画設計委託料一千六百六万五千円、工事請負費五千七百三十七万二千円、島暮らし体験交流施設整備企画設計委託料一千五百八十四万四千円、

工事請負費五千万一千円が主なものでございます。同じく四目・じげもん振興費を三百九十三万円計上し、商工費の総額を二億三百五十六万五千円としております。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費九千七百二十一万二千円の計上は、職員三名分の人件費及び下水道事業特別会計繰出金七千万円が主なものでございます。同じく二項・道路橋梁費、二目・道路維持費七百十四万四千円計上、同じく三目・道路新設改良費は費目設置でございまして、道路橋梁費の総額を七百十四万七千円計上しております。同じく三項・住宅費、一目・住宅管理費四百十三万七千円計上、同じく二目・住宅建設費を三千六百十九万五千円計上し、住宅費の総額を四千三十三万二千円としております。

八款・消防費、一項・消防費、一目・非常備消防費六千五百十三万一千円計上、同じく二目・消防施設費六百九十九万三千円計上、同じく三目・災害対策費は費目設置でございまして、消防費の総額を七千二百二十六万六千円としております。

九款・教育費、一項・教育総務費、一目・教育委員会費八十三万三千円計上、同じく二目・事務局費三千八百一十一万円を計上し、教育総務費の総額を三千二百六十四万三千円としております。同じく二項・小値賀小学校費、一目・学校管理費一千五百五十三万八千円計上、同じく二目・教育振興費を百八十万七千円計上し、小値賀小学校費の総額を一千三百三十四万五千円としております。同じく四項・小値賀中学校費、一目・学校管理費七百七十四万四千円計上、同じく二目・教育振興費を七百七十九万九千円計上し、小値賀中学校費の総額を一千四百八十八万三千円としております。同じく六項・幼稚園費を二千五百三十六万三千円計上してしております。同じく七項・社会教育費、一目・社会教育総務費一千九百三十一万五千円計上、同じく二目・公民館費五百八十五万五千円計上、同じく三目・総合センター費六百七十四万六千円計上、同じく四目・歴史民俗資料館費四百九十八万九千円計上、同じく五目・文化財保護調査費三百八十二万九千円計上、同じく六目・図書館費八百九十七万二千円計上、同じく七目・世界文化遺産登録推進事業費を八百九十九万九千円計上し、社会教育費の総額を五千八百六十九万六千円としております。同じく八項・保健体育費、一目・保健体育総務費二千四百四十三万七千円計上、同じく二目・学校給食費を五十一万七千円計上し、保健体育費の総額を二千九十五万四千円としております。

十款・災害復旧費、一項・農林水産施設災害復旧費は、費目設置でございまして。

十一款・公債費、一項・公債費、一目・元金三億八千九百九十九万六千円計上、同じく二目・利子六千三百三十万五千円を計上し、公債費の総額を四億五千三百三十万一千円としております。

十二款・諸支出金、二項・特別会計繰出金、一目・渡船事業特別会計繰出金を一千七百万円計上しております。
十三款・予備費を五百四十九万三千円計上しております。

以上、平成二十一年度小値賀町一般会計予算の概要を説明いたしました。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） 次に、議案第一七号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第一七号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

第一条は、第一表「歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億三千九百十四万円といたしました。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。
七頁をお開き下さい。

第一款、一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税一億一千七百四十六万三千円の計上。二目・退職被保険者等国民健康保険税を八百九十四万四千円計上、一款・国民健康保険税を一億二千六百三十六万七千円としております。

第二款・使用料及び手数料は、費目設置でございます。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、二目・療養給付費等負担金九千三百七万一千円計上、三目、一節・高額医療費共同事業負担金三百八十七万七千円、四目・特定健康診査・特定保健指導負担金六十万円計上し、一項・国庫負担金の総額を九千七百四十七万八千円といたしました。二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金、一節・普通調整交付金三千百六十二万円、二節・特別調整交付金一千四百九十五万四千円を計上し、二項・国庫補助金の総額を四千六百五十七万四千円といたしました。

第四款、一項、一目・療養給付費交付金、一節・現年度分として一千四百八十二万九千円、二節・過年度分一千円を計上し、療養給付費交付金総額を一千四百八十三万円といたしました。

第五款・前期高齢者交付金は、共同事業として取り扱われるもので、一億一千七百二十五万三千円計上いたしました。

第六款・県支出金、一項・県負担金、一目、一節・高額医療費共同事業負担金三百八十七万七千円、二目、一節・特定健康
診査・特定保健指導負担金六十万円計上し、県負担金の総額を四百四十七万七千円といたしました。二項・県補助金、一目・
財政調整交付金、一節・財政調整交付金一千九百十五万九千円、二節・特別調整交付金二百二十七万五千円を計上し、二項・
県補助金の総額を二千四百四十三万四千円といたしました。

第七款、一項、一目、一節・共同事業交付金一千五百二十二万九千円、二目、一節・保険財政共同安定化事業交付金六千
七百六十六万六千円計上し、共同事業交付金の総額を八千二百八十三万五千円といたしました。

第八款・財産収入、一項・財産運用収入、一目、一節・利子及び配当金三十二万六千円は、財政調整基金の運用利子でござ
います。

第九款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金、一節・保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）一千五百万円。これは、低
所得者に対する国保税軽減額を県と町で補填するもので、国保税軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰り入れるもの
でございます。二節・保険基盤安定繰入金（保険者支援分）二百万円。これは、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中
間所得者層を中心に保険税負担を軽減する制度でございます。一般会計から国保特別会計に繰り入れるものでございます。
四節・出産育児一時金等繰入金百万円、五節・財政安定化支援事業繰入金五百六十二万九千円を計上し、一項・一般会計繰
入金の総額を二千三百六十二万九千円といたしました。二項・基金繰入金、一目、一節・財政調整基金繰入金は、費目設置
でございます。

第十款、一項・繰越金、一目・一般被保険者繰越金四百万円、二目・退職被保険者等繰越金一千円を計上し、繰越金総額
を四百万一千円といたしました。

第十一款・諸収入、二項・雑入は費目設置でございます。
次に、歳出を申し上げます。

十二頁をお開き下さい。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費三百八十二万九千円は、事務費でございます。二目・連合会負担
金十七万四千円計上し、一項・総務管理費の総額を四百万三千円といたしました。二項・徴税費、一目・賦課徴収費、十一
節・需用費二十六万三千円、十二節・役務費一万九千円、二目・納税奨励費、八節・報償費十六万五千円、十九節・負担金、

補助及び交付金一万六千円計上し、二項・徴税費の合計を四十六万三千円といたしました。三項、一目・運営協議会費、一節・報酬一万四千円、九節・旅費二万一千円計上し、三項・運営協議会費の合計を三万五千円といたしました。四項、一目・趣旨普及費、十九節・負担金、補助及び交付金九万円、国保事業の趣旨等の広報に係る負担金でございます。

第二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目・一般被保険者療養給付費で二億五千九百万円、二目・退職被保険者等療養給付費で一千八百七十六万円を計上。これは、一般・退職被保険者分のいずれも医療費の現物給付でございます。平成二十年度の実績見込みを基に推計いたしております。三目・一般被保険者療養費百十六万九千円、四目・退職被保険者等療養費十一万二千円は、いずれもコルセット等の現金給付及び柔道整復師施術の現物給付分でございます。五目・審査支払手数料八十四万一千円、六目・レセプト電算処理システム手数料十五万二千円計上し、療養諸費の総額を二億八千三万四千円といたしました。二項・高額療養費、一目・一般被保険者高額療養費三千四百九十万円、二目・退職被保険者等高額療養費三百十五万円を計上し、二項・高額療養費の総額を三千八百五十万円といたしました。三項・移送費、一目・一般被保険者移送費四十万円、二目・退職被保険者等移送費八万円を計上し、三項・移送費の合計を四十八万円といたしました。四項・出産育児諸費、一目・出産育児一時金百六十万円の計上。五項・葬祭諸費、一目・葬祭費二十万円の計上でございます。

第三款、一項・老人保健拠出金、一目・老人保健医療費拠出金一千五百三十七万六千円、二目・老人保健事務費拠出金で一万六千円計上、一項・老人保健拠出金の総額を一千五百三十九万二千円といたしました。

第四款、一項・前期高齢者納付金は、六十五歳以上七十四歳までの前期高齢者の医療費を、県レベルで平準化することで小規模国保の経営安定を図る目的で、二十年度から制度化されたものでございますが、一目・前期高齢者納付金十九万五千円、二目・前期高齢者関係事務費拠出金八千円計上し、一項・前期高齢者納付金の総額を二十万三千円といたしました。納付金は、前期高齢者の比率で加算、減算があり、当町は全国平均より高いため、納付額は少なくなっております。

第五款、一項・後期高齢者支援金は、七十五歳以上の後期高齢者の医療費を国保保険者が負担するもので、一目・後期高齢者支援金六千三百三十二万八千円、二目・後期高齢者支援金事務拠出金九千円を計上し、一項・後期高齢者支援金の総額を六千三百三十三万七千円といたしました。

第六款・介護納付金は、三千十四万一千円を計上いたしました。

第七款、一項・同事業拠出金、一目・高額医療費拠出金一千五百二十二万九千円、二目・保険財政共同安定化事業拠出

金六千七百六十万六千円を計上し、一項・共同事業拠出金の総額を八千二百八十三万五千円といたしました。

第八款、一項・保健事業費、一目・保健衛生普及費十二万円の計上。二項・健康管理センター事業費は、一目・施設管理費で、健康管理センターの維持管理費百三十五万一千円、二目・保健指導事業費二百九十五万四千円を計上し、二項・健康管理センター事業費の総額を四百三十五万五千円といたしました。

第九款、一項・特定健康診査・特定保健指導費は、二十年度から保険者に義務付けされたメタボリックシンドロームに焦点を絞った生活習慣病健診に係る事業費の計上でございまして、七節・賃金七十八万三千円、八節・報償費三万円、十一節・需用費六万九千円、十二節・役務費二十三万二千円、十三節・委託料四百八十九万二千円、十九節・負担金、補助及び交付金四万二千円を計上し、一項・特定健康診査・特定保健指導費の合計を六百四十八万八千円といたしました。

第十款、一項・基金積立金、一目・財政調整基金積立金三十二万六千円を計上。これは、歳入・第七款の財政調整基金の運用利子を積み立てるものでございます。

第十二款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金は、いずれも費目設置でございまして。三項・繰出金、一目・直営診療所施設勘定繰出金で七百万円の計上。これは、へき地診療所運営費分として国庫補助金の特別調整交付金に算定される分を、診療所特別会計に繰り出すものでございます。

第十三款・予備費四百四十七万四千円の計上でございます。

以上、予算の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） 次に、議案第一八号、平成二十一年度小値賀町老人保健事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第一八号、平成二十一年度小値賀町老人保健事業特別会計予算についてご説明いたします。

後期高齢者医療制度に移行したことで、本会計は時効である平成二十二年度まで、過誤に係るものへの対応経費を計上することになります。

第一条に示しますとおり、予算総額は、歳入歳出それぞれ三百万円の規模となっております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

四頁をお開き下さい。

第一款・支払基金交付金、第二款・国庫支出金、第三款・県支出金は、いずれも費目設置でございませう。

第五款、一項、一目・繰越金二百九十九万五千円は、前年度からの繰越額を見込んでおります。

第六款・諸収入も、費目設置でございませう。

次に、歳出について申し上げます。

五頁をご覧下さい。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、十三節・委託料に一千円を計上しております。

第二款、一項・医療諸費、一目・医療給付費十万円を計上、二目・医療費支給費十万円を計上、三目・審査支払手数料三千円計上、医療諸費の総額を二十万三千円といたしました。

第三款・諸支出金、一項、一目・償還金は、費目設置でございませう。二項・繰出金、一目・一般会計繰出金に二百七十九万五千円を計上しております。

以上、予算の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） 次に、議案第一九号、平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計予算の提案理由の説明を求めませう。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第一九号、平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

介護保険事業については、今年度から第四期の事業計画期間がスタートしますが、一号被保険者保険料については、第三期と同額となっております。

予算総額は、第一条に示すとおり、歳入歳出それぞれ三億五千二百二十九万六千円をございませう。前年度当初予算額と比較いたしますと、約六・〇%の増額となっております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁をお開き下さい。

第一款・保険料、一項・介護保険料、一目・第一号被保険者保険料四千四百六十七万九千円を計上。算出基礎としまして

は、保険料算出基準所得段階における段階別の最新の被保険者数を、平成二十年の所得状況で推計し、算出しております。
第三款・使用料及び手数料、一項・手数料は、保険料納付証明手数料、保険料督促手数料で、いずれも一千円を見込んでおります。

第四款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・介護保険給付費負担金五千八百九十三万一千円の計上。これは、保険給付費に対して交付される国庫負担率に基づき計上しております。二項・国庫補助金、一目・調整交付金三千九百四十一万九千円は、同じく保険給付費見込額に、過去の実績を加味した調整交付金見込率で計上しております。二目・地域支援事業交付金（介護予防事業）百二十四万九千円を計上。三目・地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）百九十九万八千円の計上。二項・国庫補助金の額を四千二百六十六万六千円としております。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目・介護給付費負担金四千九百四十六万四千円は、国庫負担金と同様に保険給付費見込額に対し、規定の県負担率で計上いたしております。三項・県補助金、一目・地域支援事業交付金（介護予防事業）六十二万四千円の計上。二目・地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）九十九万九千円の計上。三目・事業費補助金は、二十一・二十二年度に限って創設された小離島介護サービス確保補助金でございまして、二万円を計上。三項・県補助金の額を百六十四万三千円としました。

第六款、一項・支払基金交付金、一目・介護給付費交付金一億五千七千円、二目・地域支援事業支援交付金百四十九万八千円は、第二号被保険者の負担分でございまして、支払基金交付金の額を一億百五十五万五千円としております。

第七款・繰入金、一項・一般会計繰入金、一目・介護給付費繰入金四千六百九十九万円の計上、二目・地域支援事業繰入金（介護予防事業）は、県費と同額の六十二万四千円でございまして。三目・地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）も、同じく九十九万九千円を計上しております。四目・その他一般会計繰入金五百七十二万五千円は、事務費分三百三十二万五千円、地域支援事業枠外分等老人福祉関係の経費分二百四十万円を計上しております。二項・基金繰入金、二目・介護保険給付費準備基金七千円計上、三目・介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金百三十八万五千円計上し、基金繰入金の額を百三十九万二千円としました。

第九款・諸収入、二項、一目・預金利子一千円は、費目設置でございまして。四項・雑入の四千円は、いずれも費目設置でございまして。五項・サービス収入、一目・予防給付費収入百九十二万円は、要支援者に対する介護予防ケアプラン作成に伴

い、地域包括支援センターへ給付されるものであり、介護予防給付対象者四十名分であります。

第十一款、一項、一目・寄附金一千円の計上は費目設置でございます。

第十二款、一項・繰越金、一目・前年度繰越金百万円の計上は、前年度からの繰越金を見込計上しております。

次に、歳出を申し上げます。

十一頁をお開き下さい。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費八十八万三千円は、事務費でありまして、九節・旅費八万三千円、十一節・需用費三十二万三千円、十二節・役務費四万円、十三節・委託料十万五千円、十四節・使用料及び手数料十万円、十九節・負担金、補助及び交付金二十三万二千円を計上しております。二項、一目・賦課徴収費二万円は、保険料徴収事務に係る経費を計上しております。三項、一目・介護認定審査会費百九十六万四千円は、介護認定審査会に係る事務費であります。十九節、介護認定審査会の当町負担分百九十一万四千円が主なものでございます。二目・認定調査等費百五十七万八千円。これは、要介護認定の審査に係る事務費であり、十二節・役務費の主治医意見書作成手数料百七万六千円と、十三節・委託料の、訪問調査委託料四十六万七千円が主なもので、三項・介護認定審査会費を三百五十四万二千円としました。五項、一目・計画策定委員会費、八節・報償費五千円を計上。

第二款・保険給付費、一項、一目・介護サービス等諸費二億八千三百七十八万三千円は、要介護認定により、要介護一以上の被保険者に対し行う保険給付費でございます。二項、一目・介護予防サービス等諸費二千三百六十九万一千円は、要介護認定で、要支援一及び二と認定された被保険者への保険給付費であります。サービス内容は、介護サービスに準じながら、介護度が進まないように予防の観点から行うサービスでございます。三項・その他諸費、一目・審査支払手数料四十二万七千円は、介護保険給付費の支払いに係る、審査支払処理手数料分を計上しております。四項・高額介護サービス等費、一目・高額介護サービス費六百八十一万一千円は、介護サービスを利用した被保険者の自己負担金（一割分）が、著しく高額になった場合に、一定額を超えた分を高額介護サービス費として支給することになっており、その費用分を見込計上いたしております。二目・高額介護予防サービス費六万円は、同じく要支援者の分を見込計上しております。三目・高額医療合算介護サービス、四目・高額医療合算介護予防サービスは、医療保険と介護保険の両方を同時に利用した場合に、利用者負担軽減のために、合算した金額で負担限度額を設ける制度で、費目設置でございます。五項・特定入所者介護サービス等費、一目・

特定入所者介護サービス費一千八百五十一万二千元は、施設入所者のうち低所得者について、所得に応じた負担限度額と基準費用額との差額分を補足給付するものです。三目・特定入所者介護予防サービス費二十四万円は、同じく要支援者の分を見込計上しております。

第五款、一項、一目・介護予防事業費は、主に介護度が付く前の特定高齢者向けの配食サービス、機能訓練事業、食生活改善等高齢者健康教室などの事業でございますが、七節・賃金三十六万四千元、八節・報償費十万円、十一節・需用費十五万一千円、十二節・役員費四万円、十三節・委託料五百一十四千円、十四節・使用料及び手数料五千円、十九節・負担金、補助及び交付金十八万三千円を計上し、介護予防事業費の額を五百八十五万七千円といたしました。二項・包括的支援事業・任意事業費は、一般高齢者向けの事業や町単独の高齢者事業、地域包括支援センター事業でございますが、一目・包括的支援事業三百三十五万円は、八節・報償費一万円、九節・旅費七万四千元、十一節・需用費九万五千円、十二節・役員費五万三千元、十三節・委託料二百九十九万二千元、十四節・使用料及び賃借料二十一万六千円の計上でございます。五目・任意事業費二百三十五万二千元は、十三節、一般高齢者の配食サービス九十七万二千元と、二十節で、重度の要介護者を自宅で介護している家族に対する扶助費百三十八万円でございます。六目・介護予防サービス計画費二百七十五万二千元は、十三節、要支援者のサービス計画作成を、社協に委託する委託料二百七十一万二千元が主なものでございます。第六款・基金積立金、一項、一目・基金積立金、二十五節・積立金七千円は、介護保険給付費準備基金の利子分を積立てるものでございます。

第七款・諸支出金、一項、一目・償還金、二項・繰出金、一目・一般会計繰出金はいずれも費目設置でございます。以上、予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） 次に、**議案第二〇号、平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算の提案理由の説明**を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第二〇号、平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明いたします。

第一条は、第一表「歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三千八百八十八万七千円

といたしました。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。六頁をお開き下さい。

第一款、一項・後期高齢者医療保険料、一目・特別徴収保険料一千四百七十八万八千円、二目・普通徴収保険料三百六十九万八千円を計上し、保険料の総額を一千八百四十八万六千円といたしました。

第二款・使用料及び手数料、第三款・寄附金は費目設置でございませう。

第四款、一項・一般会計繰入金、一目、一節・事務費繰入金六百二十八万三千円は、広域連合事務局の人件費等の事務費を二十三市町で分担したものと、今年度は特別に、この医療制度が円滑に運営されるように国庫補助金の交付があり、その分を一般会計から繰り入れております。二目、一節・保険基盤安定繰入金一千三百三十七万二千円は、一旦、一般会計で受入れた国庫支出金と町の出し分を合せて繰り入れるものでございまして、一項・一般会計繰入金の額を一千九百六十五万五千円としております。

第五款・繰越金は、費目設置でございませう。

第六款・諸収入のうち、一項・延滞金加算金及び過料は費目設置でございませう。二項・償還金及び還付加算金、一目、一節・保険料還付金十万円計上、二目、一節・還付加算金は、費目設置でございませう。三項・預金利子は、費目設置でございませう。四項、一目、一節・受託事業収入五十六万三千円は、後期高齢者の健康診査業務を保険者である広域連合が、小値賀町に委託するため、受託収入として受けるものでございませう。五項、一目、滞納処分費から四目・小切手未払い資金組入れまでは、費目設置でございませう。五目・雑入七万一千円は、特定健診個人負担金でございませう。

歳出についてご説明いたします。八頁をお開き下さい。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、九節・旅費を二万二千元、十一節・需用費を二万二千元計上、十二節・役員費は、広域連合との通信ネットワーク使用に係る手数料五十六万二千元が主なものでございませう。十三節は、窓口処理用のシステム端末等の保守委託料、制度改正対応システム改修費として百六十万五千円の計上、十九節は会議負担金八千円の計上でございませう。二項、一目・徴収費、十一節・需用費十六万二千元は、保険料納額通知書等の印刷製本費で

でございます。十二節・役務費は、口座引落手数料でございます。同じく二目・滞納処分費、十二節・役務費は、取引状況照会手数料六千円でございます。三項、一目・健康診査費、十三節・委託料は、健康診査委託料でございます。

第二款、分担金及び負担金、一項、一目・広域連合負担金、十九節・負担金、補助及び交付金三千五百七十五万七千円は、広域連合への負担金でございます。保料分一千八百四十八万六千円、保険基盤安定負担金分一千三百二十七万三千円、事務費負担分三百八十九万八千円でございます。

第三款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金は、保険料徴収に誤りがあつた場合の還付のためのもののでございまして、一目・保険料還付金十万円を計上、二目・還付加算金は、費目設置でございます。

以上、予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	二時	二十分	—
—	再開	午後	二時	三十二分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

次に、議案第二二号、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第二二号、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算の提案理由をご説明いたします。

第一条は、第一表「歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額は、八千八百万円でございます。前年度当初予算額と比較しますと、三百万円の減額となっております。

第二条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。

それでは、予算説明書七頁、歳入よりご説明いたします。

一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料は前年度と比較しますと、百万円減額の五千四百一十万円を計上、二目・手数料を七万円計上、二項、一目・工事収入を四十三万円計上。

四款・繰入金、一項・一般会計繰入金は、三千百九十九万九千円計上。

五款、一項・繰越金は、前年度繰越見込額百万円の計上でございます。

八款・諸収入、一項、一目・雑入を五十万円計上しております。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費は、職員三名分の人件費と、各施設の管理費の計上でございますが、七節・賃金は、メーター検針補助員及び各地区の浄水場、配水池の草刈人夫賃でございます。八節・報償費は、六島・大島等の浄水場維持管理の補助員を各地区の方に依頼していますので、その謝礼と水道使用料の納付組合に対する謝礼を前年度並みの百五万三千円計上しております。九節・旅費十七万五千円計上、十一節・需用費一千百六十八万七千円の計上は、施設の電気料・薬品代・修繕料等でございます。十二節・役務費四百七万一千円の計上は、水質検査手数料等でございます。十三節・委託料で、配管漏水修理業務の委託料二百四十五万八千円、六島の海水淡水化装置メンテナンス委託料で八十一万九千円等、三百五十一万五千円を計上、十四節・使用料及び賃借料は、離島の施設管理に利用する船舶の借上料、及び車両等の借上料五十八万四千円を計上、十五節・工事請負費は、配水管移設工事費百三十万円を計上でございます。十六節・原材料費は、漏水管及びメーター器の取り替え等の水道資材代金二百九十万二千円を計上しております。十八節の備品購入費は、漏水探知機一台と、施設維持管理用の草刈機の購入費百六万三千円を計上しております。十九節は、説明欄のとおり、水道協会負担金等、六万円の計上でございます。二十七節・公課費二万八千円計上、一款、一項・総務管理費予算総額を四千二百二十九万六千円としております。

三款、一項・公債費では、長期償還金の元金三千百十五万五千円、利子一千四百六万九千円を計上し、一項・公債費の総額を四千五百三十二万四千円としております。

四款、一項、一目・予備費に三十八万円を計上し、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額を八千八百万円といたしました。

以上、提案理由のご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） 次に、議案第二二号、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第二二号、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計予算の提案理由及びその概要をご説明いたします。

下水道施設整備は、斑地区漁業集落排水事業の竣工により、当面の施設整備は完了しております。今後は、下水道への接続推進を図っていききたいと思っております。

それでは、予算の内容についてご説明いたします。

第一条は、第一表「歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額は一億七千万円でございます。前年度当初予算と比較しますと、一億九千五百万円の減額計上でございます。

第二条は、起債の規定でございます。第二表「地方債」に示しますとおり、限度額を七千七百四十万円としております。

第三条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。

それでは、予算説明書七頁、歳入よりご説明いたします。

一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料は、前年度並みの二千万円を計上しております。

四款・繰入金、一項・一般会計繰入金七千万円を計上しております。

五款、一項・繰越金は、前年度からの繰越見込額百六十万円を計上でございます。

七款、一項・町債、一目・下水道事業債は、説明欄記載のとおり、資本費平準化債七千七百四十万円を計上しております。

八頁、歳出についてご説明いたします。

一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費は、職員一人分の人件費等を各節のとおり計上しております。十九節では、会議等負担金及び各地区の水洗便所改造資金の借入利子を補給する補助金として二十八万一千円計上しております。三目・漁業集落排水管理費、八節・報償費は、処理場日常管理の謝礼として前年並みの三十六万円を計上、十一節・需用費百万六千円計上、十二節・役員費十万二千円計上、十三節・委託料二十四万四千円計上、十四節・使用料及び賃借料一百万円計上、三目・漁業集落排水管理費として百七十二万二千円計上、四目・農業集落排水管理費は、前方・柳地区の農業集落排水管理費でございます。農業集落排水管理費として、各節記載のとおり、四百四十三万円を計上しております。五目・公共下水道管理費は、笛吹地区と浜津地区の管理費で、主なものは電気料と電気工作物の点検委託料でございます。五目・公共下水道管理費として四百六十一万一千円を計上しております。六目・消費税を百五十万円計上、七目・合併浄化槽管理費を、

各節記載のとおり、管理委託料等百六十七万七千円を計上し、総務費の予算総額を二千四十二万三千円としております。

三款、一項・公債費、一目・元金一億二千二十四万一千円を計上、二目・利子二千九百二十一万一千円を計上し、公債費の総額を一億四千九百四十五万二千円としております。

四款・予備費に十二万五千円を計上し、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額を、一億七千万円といたしております。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） 次に、議案第二三号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 議案第二三号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計予算の提案理由をご説明いたします。

人口減少や少子高齢化により、地域住民の利用者は減少傾向にありますが、アイランドツーリズム協会等による大島・野崎島を活用した積極的なプログラムにより観光面での利用者は増えており、今後も町民及び各種団体と連帯を図りながら、利用者の向上に努め、生活航路として、その責務を果たしていきたいと考えております。

しかし、国は、離島航路補助金制度の適用事業所に各種の経営改善のための自助努力を厳しく指導しております。これにより、赤字欠損に対する補助率も勘案するなど、補助金を削減する方策を取っておりますので、なお一層の経費削減に努めなければならぬというふうに考えております。

それでは、内容の説明をいたします。

第一条は、歳入歳出予算の総額を定めており、本年度の予算五千六百二十万円で、前年度の当初予算六千七百七十万円と比較し、一千百五十万円の減額としております。この主なものは、職員の定年退職等に伴うものです。

第二条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。

次に、説明書事項別明細書の七頁から、予算の概要について説明いたします。

歳入では、一款・渡船事業収入、一項・はまゆう営業収入、一目・旅客運賃収入を四百七十四万円、二目・荷物運賃収入を四十七万二千元、三目・郵便物航送収入を二百十三万一千円、四目・雑入を百八十二万五千元とし、一項・はまゆう営業収入の総額を九百十六万八千元といたしました。二項・さいかい営業収入、一目・旅客運賃収入六十五万三千元、二目・荷物運賃収入二十一万円、三目・郵便物航送収入四十八万六千元とし、二項・さいかい営業収入の総額を百三十四万九千元といたしました。

二款・国庫支出金、一項・国庫補助金、一目・渡船事業費国庫補助金で、一千七百九十一万五千元を計上。

三款・県支出金、一項・県補助金、一目・渡船事業費県補助金で、九百七十三万五千元計上しており、これにつきましては、過去の欠損額に対する補助率を勘案の上、積算を行っております。

四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金で、一千七百万円計上。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度繰越見込額百三十三万三千元を計上しております。

歳出では、一款・渡船事業費、一項・渡船管理費、一目・渡船総務費一千三百六十七万円につきましては、職員二名分の人件費一千二百六十四万一千円の計上が主なものでございます。二目・はまゆう運航費二百八十三万四千円の計上は、船員及び臨時船員各一名の人件費九百五十二万六千元、十一節の需用費二千八十一万五千元は、燃料費六百九十六万二千元、右舷エンジンのオーバーホール二百五十万円が主なものです。十四節・使用料及び賃借料六十九万二千元については、右舷エンジンオーバーホール時の、代船借上料の五十万円が主なものです。その他につきましては、昨年同様でございます。三目・さいかい運航費一千二百八十九万七千円の計上は、船員、委託船員及び臨時船員各一名の人件費二千四十五万四千円、十一節の需用費百二十七万四千円は、燃料費七十六万四千円、修繕費十九万九千元が主なものでございます。その他につきましては、昨年同様でございます。これらにより、一項・渡船管理費の総額を四千七百七十九万八千元といたします。二項・営業費、一目・郵便物取扱費百十八万円の計上は、大島・納島・六島地区の郵便集配の委託料でございます。二款、一項・公債費では、一目・元金六百四十四万八千元と、二目・利子三十三万三千円の計上で、二款・公債費を六百七十八万一千円といたしました。

三款、一項・予備費に四十四万一千円を計上いたしました。これは、各種の軽微な予算増額変更に対応するためのものでございます。

以上、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計歳入歳出予算に係る概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） 次に、議案第二四号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 議案第二四号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の提案理由を説明いたします。

本年度は、診療報酬の大きな改定はないものの、国においては平成十九年十二月に公立病院改革プランを公表し、病院経営の効率化を目指し、病床利用率が三年間連続して七〇%未満の病院は、病床数の削減や診療所化などへの抜本的な見直しが求められております。診療所についても益々厳しい運営が強いられると予想されます。

予算編成においては、患者数の減少による影響を勘案した診療報酬の算出、また、医療対策といたしましては、一般X線撮影装置のリリースにより検査体制の整備を柱にした予算編成を行っております。

第一条は、歳入歳出予算の総額の定めでございまして、四億二千六百九十四万円、前年度当初予算比八百七十九万円、二・一%の減といたしております。

第二条は、地方債の規定で、医療機器整備に係る地方債借入分で、三百九十万円といたしております。

第三条は、歳出予算の流用に関する規定でございまして。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から、予算の概要について説明いたします。

歳入では、一款・診療収入、一項・入院収入で五千六十二万円、前年度比一・七%減を計上いたしております。前年度の実績とこれまでの動向を勘案し、予算化したしております。内訳といたしましては、一目・国民健康保険診療報酬収入を七百万円、二目・社会保険診療報酬収入を百万円、三目・後期高齢者診療報酬収入三千四百万円、四目・一部負担金を五百一十万円、五目・その他診療報酬収入を六十万円、六目・標準負担額収入、これは入院に係る食事費分でございますが、三百一十万円を計上いたしました。二項・外来収入は、三億一千二百四万円、前年度比三・二%減を計上しておりますが、入院同様の分析を行い、内訳といたしまして、一目・国民健康保険診療報酬収入八千二百万円、二目・社会保険診療報酬収入二千三

百十万円、三目・後期高齢者診療報酬収入一億四千六百万円、四目・一部負担金四千六百五十一万円、五目・その他診療報酬収入一千四百四十三万円で、五目の内訳といたしまして各種健診分五百九万三千円、生活保護費分三百四十万八千円、特老診療分三百七十二万円、学校医分七十六万七千円、予防接種その他で百四十四万二千円の計上でございます。

二款・使用料及び手数料、一項・使用料、一目・施設使用料で、入院患者の寝具代と医師住宅使用料収入として七十万円計上、一目・文書料で、介護保険診断書料・各種診断料などを百三十万円計上し、二款・使用料及び手数料を二百万円といたしております。

四款・繰入金、一項・他会計繰入金、一目・事業勘定繰入金で、へき地直診運営費補助金分を七百万円計上し、二目・一般会計繰入金で離島医師確保補助金百五十万円、医療機器整備分三百六十二万二千円、辺地債・過疎債及び各種へき地診療所に係る交付税措置分として一千七百八十七万八千円を計上し、一項・他会計繰入金を二千九百七十万円、前年度比一〇％増といたしております。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度繰越見込額一千万円の計上。

六款・諸収入、一項、一目・預金利子は費目設置でございます。二項・受託事業収入、一目・特定健康診査等受託料六百九十万円計上で、一節・市町村国保分五百五十万円、二節・市町村国保以外分百四十万円といたしております。三項、一目・雑入、一節・給食収入で、入院患者の付添者等の給食収入三十六万円、二節・雑入で、保険外の医療材料など自費分として百四十一万九千円を計上し、三項・雑入を百七十七万九千円にいたしております。

七款、一項・町債、一目・病院事業債三百九十万円の計上は、一般X線撮影装置購入及び入院患者の入浴時の車椅子購入に係るもので、辺地債を予定しております。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費といたしまして、一節・報酬で一万二千円計上は、診療所運営協議会委員の報酬二回分でございます。二節から四節までの人件費分は、二名の医師とその他の職員十一名分一億一千四百七十二万四千円を計上いたしております。七節・賃金六百八十四万三千円は、看護師・給食・掃除業務、特定健診時の臨時雇い賃金を計上いたしております。八節・報償費百五十八万六千円は、離島・へき地医療支援センター及び長崎医療センターからの代診及び宿日直の応援に係る医師診療謝礼を計上いたしております。九節・旅費十五万五千円は、各種協議会、補助金申請ヒヤリング出席のための旅費を計上いたしております。十一節・需用費は、八百六十六万七千円の計上。十

二節・役務費で、通信運搬費、各種保険料等を二百九万七千円を計上。十三節・委託料は、施設の管理・保守点検及び各種業務委託料として二千三百三十四万一千円の計上でございます。十四節・使用料及び賃借料は、各種事務機器のリース料と船舶及び車の借上料四百四十一万五千円を計上。十八節・備品購入費で庁用備品購入費として百万円の計上。十九節・負担金、補助及び交付金は、各種協議会負担金と、泌尿器科・整形外科等の専門外来医師招へい負担金と、旅費補助の六百八十七万八千円を計上し、一項・総務管理費を一億六千九百七十四万円といたしました。二項、一目・研究研修費は、百九万五千円の計上で、これらにより、一款・総務費は、一億七千八百三十三万五千円、前年度比一・八%減となります。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費二千八十六万二千円の計上は、十一節・需用費で医療機器の修理代三百万円計上。十二節・役務費で、医療機器の故障に備えた保険料二百四十九万五千円計上。十三節・委託料で、CTスキャナー、X線診断装置、医療ガス設備の保守点検料として二百八十九万八千円の計上。十四節・使用料及び賃借料で、在宅での医療酸素濃縮器リース料五分、その他医療機器リース料として四百四十二万四千円計上。十八節・備品購入費で、八百四万五千円計上。内訳といたしまして、一般X線撮影装置七百二十四万五千円、シャワーチェア三十万円、その他で五十万円の計上でございます。現在使用している一般X線撮影装置は、開設当初導入したもので十二年が経過しており、故障の可能性も高く交換部品も製造されていない状況であり、今回導入を計画いたしました。二目・医薬品衛生材料費二億七百七十九万六千円は、十一節・需用費で、薬品代を一億八千八百四十四円、衛生材料費七百九十九万二千円、検査用試薬代六百三十万円、酸素ボンベ代四十万八千円及び血液代三十万円の、計二億三百万四千円を計上。十二節・役務費で、各種送料とホルター心電計の解析及び外注検査料として四百七十九万二千円を計上いたしました。三目・寝具費は八十三万円計上し、一項・医業費を二億二千九百四十八万八千円といたしました。二項、一目・給食費では、十一節・需用費で、厨房の消耗品費、燃料費、入院患者の給食に係る材料費など四百三十四万円を計上し、二款・医業費は、二億三千三百八十二万八千円、前年度比二・〇%減でございます。

三款、一項・公債費では、長期借入償還金の一目・元金一千十三万九千円、二目・利子六十二万五千円の計上で、一項・公債費を一千七十六万四千円、前年度比九・三%減といたしました。

四款・予備費に百五十一万三千円を計上いたしました。

以上、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出予算に係る概要をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入りますが、本案については、特別委員会を設置して付託する予定でございますので、質疑に关しましては総括的なことにとどめ置き願いたいと思います。

議案第一六号から議案第二四号までの、平成二十一年度小値賀町各会計予算について、全会計にわたり、歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

加山 議員

二番（加山雅徳） 町長にお伺いいたしますが、この一般会計予算のですね、予算編成時にですね、どの点に重点を置いて編成されたのか。

また、各課からの予算の『要求書』っていうのが上がったときにですね、重点事業等の明示等がなかったのか。

その二点、お伺いをいたします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

各課からの分についてはですね、皆さんと一緒に精査しながら従来どおり、やってきたつもりでございますが、学校関係では、『ふれあいプラザ』ですね、そういうのを早くまずやりたいと。

それから下水道等をですね、早く終わらせたいということと考えてはおりました。

他の分野につきましても、『はまゆう』『さいかい』等ですね、特に『はまゆう』が、エンジンがもうオーバーホール時期を過ぎてるということで、二十年と二十一年度ですね、続けてやったということでございますが、『さいかい』の方もそういうふうになるのではないかというふうには思っておりますが、『さいかい』の方はまだ大丈夫だということでございますので、まあいろいろ…。

それから、今後ですね、PTP関係でとか、修学旅行生が来るということ、今、アサヒビルの方からも三百十万三千二百五十円いただいておりますが、野首の自然学塾村をですね、早めに整備をしたいというふうには思っております。

議長（横山弘藏） 加山 議員

二番（加山雅徳） 最初の質問です。町長に「どの点に重点を置いて予算編成されたのか。」ということ、そこら辺をもう少し詳しくですね、大体あらましのことは言われましたが、具体的なことについてはですね、特別委員会でも聞きます。

ただ、総括ということですから、あまり突っ込んで聞きません。ただ、一点だけですね、今回の一般会計予算の中で、『観光費』がですね、金額で言えば、例年の、ここ二・三年の当初予算から比べればですね、約八倍ぐらい、異常に突出したわけですね。その内容は、もう町長もご承知のとおりだと思いますが、要するに、古民家とか、藤松レストランとか、そういう等々がプラス要因になったというのは私も承知しております。

ただですね、そこら辺で、これは前からも全協とかでいろいろ話はしたわけですが、他ですね、例えば、観光費以外ですね、小値賀の基幹産業である農業・漁業に対してのですね、予算が従来と変わらないような予算措置をされるところということで、そこにはいろいろ言うところはないんですが、ただ、あまりにも突出したるもんけんですね、観光費の方が…。

そこら辺で今後、町長の、小値賀町のですね、将来に対しての方向性として、観光の方にですね、重点を置いていかれるのか。小値賀町の基本構想とか諸々ありますが、そこら辺がどうも、方向性に対してですね、私も危惧するところがあるもんですから、その点についてもう一回、説明お願いいたします。

議長（横山弘蔵） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

漁業関係につきましては、『はやて』のですね、漁業監視船のエンジン機関換装というふうには聞いておりますし、農業方面ではですね、畜産方面を今、畜産の部会長にですね、近頃、牛市で値段が安いということで、どういうふうにした方がですね、一番いいのかということ、農協さんと今話をさせている途中でございますが、いろいろですね、すべき点があった場合には今後補正でもですね、組んでやろうということにいたしております。

それからまた、藤松家関係の古民家につきましては、一応、今、修学旅行生、小中高、それからアメリカですね、いろいろと多くなっておりますし、また船の方もですね、大型化、また高速化をお願いしなければいけないというふうには思っておりますが、一応いろいろ加山議員とちよつと考え方は私違いますが、ただ観光だけをするということじゃなくて、今、伸んでいる観光は伸ばそうじゃないかという気持ちではおります。

ただ、漁業と農業をないがしろにしようとか何とかという気は毛頭ありませんし、それぞれまた漁業の方もですね、水産

振興協議会というのがありますので、そういう中で、いろいろ今後出てくるものとは思いますが、そういう出てきた場合には速やかに対応したいというふうには思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 私は、事務的なことにちよつと触れたいと思えますが…。

本年度予算につきましてはですね、厳しい財政事情が続く中で、町政発展と住民福祉の向上に有効で、効率的な行財政運営、即ち、事務事業の執行計画、その執行に要する経費の財源調達計画に基づきですね、予算編成に当られたことと思っております。

平成二十一年度一般会計総額は、二十三億八千三百万円で、前年度当初予算比一億八千七百万円減の、予算規模となっております。また、特別会計八会計の総額は、十六億六千四百四十六万三千円で、前年度比二億四千四百一十二千円減、これは下水道事業の減が主なものだと思いますが…。

それで、一般会計・特別会計合わせまして四億三千百一十二千円減の予算編成となっております。一般会計総額二十三億八千三百万円に係る財源を概略分析しますと、町税・使用料及び手数料・財産収入・諸収入ほか『自主財源』は、三億五千六百万円、構成比が一四・九%、前年度一〇・五%でした。

それから、地方交付税・地方譲与税・国県支出金・地方債ほか『依存財源』は、二十億二千九百万円、構成比八四・七%、前年度八五・一%。そして、今年はですね、基金繰入が八百万円、構成比が〇・四%で、前年度は四・四%で、非常に高かったわけですけど、基金の繰入れは大幅に減少しているようです。

依然として、自主財源の歳入総額に占める割合、自主財源比率が非常に低く、依存財源比率が非常に高い状況にあります。これはずうっと前からでございますけれども…。

今、加山議員も言われましたけれども、今後、農業・漁業の振興、観光事業の推進等によりましてですね、自主財源の確保、施策が急務でございます。また一方で、依存財源である譲与税及び各種交付金の、国の制度の動向が気にかかるところでございますまして、これがまた減るちゅうことになりますと、非常に財政が厳しくなるのではないかと思っております。

二十年度の普通交付税の交付額は、十九年度比六百二十万一千円、〇・四%で、小幅な減でございます。これは、『頑張る地方応援プログラム』、国の財政支援の導入に向けてですね、職員の皆さんが知恵を出して頑張りによる成果であるも

のと私は高く評価いたします。

そこでですね、次の三点について、これは事務的なことでございますけれども、伺います。

資料が本日提出してありますけれども、本年度新規事業として、商工費・観光費に『地産地消古民家レストラン施設整備工事』、並びに『島暮らし体験交流施設整備工事』が、他の事務事業と混同してですね、計上されております。一つの事業の全体工費が判らない。他の科目にも言えることです。こればかりではございませんが…。

こうした新しい事業で、大きな事業につきましてはですね、事務以外の事業につきましてはですね、新たに『目』を設置して、起こして計上するべきではないかと思いますが、如何でしょうか。

次に、予算の見積もりについて、当初予算を議決してから定例会ごとに、一つの支出項目について、例えば、一号補正で増額、三号補正で減額、最終補正で増額すると、元々をたどれば当初予算に戻ったりするわけですけどね、最終的には…。また、そのまま放置して決算で不用額、いつも決算のときに言われますけれども…。不足については、予算流用、予備費充当がこれまで多く見られます。このようなことがないよう留意していただきたいことです。

それとですね、交付税が二十年度当初と同額の計上ですよ、それで、実績を踏まえ、また総計予算主義の建て前からですね、もう少し元気を出して上積みをしていただきたかったなあと思うわけです。これは財政の調整のことですから、いろいろは申し上げませんが、以上のことについてですね、見解を伺います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 私はですね、いろいろと先ほどからよく聞いてたんですが、すべてを理解はいたしておりませんが、理解できた範囲だけで答弁ということとさせていただきますと思います。

一応、財政比率とか、それからいろいろ指摘されましたが、一生懸命ですね、やってるつもりではあるというのは解っていただけだと思いますが、いろいろ当初やって、また補正をして、最後に当初に戻ったというようなことがあったということでありませうけれども、これは私たちのときばかりじゃなくて、前もですね、そういう事態もあったと、これは解っていたかと思っておりますが、そういうことをですね、せっかくみんなですね、職員は一生懸命頑張っております。ただ、当初で、補助金申請を出して、できなかつた分はまた別の項目で出したりとか何とかというのは当然あるのかと思っておりますが、そういうことで、いろいろご指摘の点はよくご理解はいたしているつもりでございますが、温かい目で見ても

らえればと思っております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） ちよつと答弁がですね、こういうなことに對してですね、もう少し真剣に考えてもらわんとですね、今まであったとか何とかの問題じゃなくて、今後の問題ですからね…。

ですから…、財政課長、お願いします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） 地方交付税のことについて答弁いたします。

先ほど、二十年度と二十一年度が十五億円で同じじゃないかということ、もう少し上積みがいいんじゃないかというふうなことで言われましたけども、これも『地方財政計画』というのが財務省から示されますけども、その中でですね、個別算定経費につきましては、今年度は市町村につきましては、「一・〇%多くなる」というふうに言われております。

それから、包括算定経費、これは人口と面積で配分するやつですね、これを「三・〇%下がる」と言われております。それから、臨時財政対策債につきましては、「五五・三%上乗せをする」というふうに言われております。総計で、今年度は、二十年度の一般財源の総額を確保するというふうに『地方財政計画』でなっておりますので、それを計算しましたところ、大体二十年度が十六億八百万ですね、これから起債の減額の部分については、七割分が減りますので、約四千万減ってきます。それから、臨時財政対策債に振り替える分が、約三千万ぐらいありますので、それを勘案しますと、十五億二千万あるか無いかになるんじゃないかなというふうに思っておりますけども、一応十五億円組ませていただきますということでございます。

それから、先ほど、古民家再生とレストラン関係の事業費につきましては分かれているので、例えば『目』を設けて一つ出した方がいいんじゃないかなあというふうな意見がありましたけども、それはその方が判り易いかも知れませんが、一応観光費の中でですね、その事業費自体は判るようになっておりますので、事務費の部分がですね、例えば、設計管理と工事費の分はちゃんと判っています。その中の、事務費の分が少し、旅費とかがあるので、その点は数字的には多くはありませんけど、少しは判りにくいですけども、現状の予算書で大まかな事業費はキャッチできるんじゃないかなあというふうに思っておりますので、この分につきましては新たに『目』を設けずに、観光費の中でやろうじゃないかなあという話

で、こういうふうにさせていただきます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 総括質問ですので、深くは言いにくいんですけども、申し訳ございませんけども…。

いや、観光費の中でですね、『目』を立てるんですから、観光費には間違いないわけですよ、『目』を立てた場合に…。そうした場合に、あそこの社会教育の中でですね、今度『プラザ』とかいうのは、あそこの中で入れたでしょ。ああいうふうな形式でやつてもらえればですね、一つ一つが判ると。特に今皆さんが関心を持つてる、この二つの事業ですし、またこればかりじゃありませんけれども、今後出てくる新規事業についてはですね、なるだけ理解できるように、町民が見ても一見判るようにですね、示していただきたいと。

それと、今年の分についてはですね、こうして分けてもらいましたので判りますけど、他のことについてもですね、そういうふうな事業が出てきた場合はですね、そういうふうなことにしていただきたいという要望でございます。

それとですね、さっき申し上げました、町長は「今までであったことだから…。」つちゆう話をしますけども、やっぱり今後見積もりの段階でですね、もう少し見積もりをきちっとしていただいて、そして昨日も出ましたけども、百五十万幾らかの県補助金が減ったけれども、それを減らしてでも一般財源で差し支えないというような、百五十万の見積もりを余計に出しとつても質は変わらない仕事が出来ますよというようなこともありますし、見積もりの段階でもう少しあれしてもらわんと、いつも補正で出すと、あ、この前、増額補正したのにまた今度は減らしとるなあとこういうところがございます。

ですから、もう少し町長の答弁は「今までであったことだから、どうのこうの…。」言いますけどもね、もう少し前向きで考えて真剣にあれしていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） 真剣に答弁はしてるつもりでございますが…。

（松永議員、自席から町長に答弁は必要ない旨、発言する。）

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） ほかに質疑もないようですから、おはかりします。

議案第一六号から議案第二四号までを、この際、議長を除く九人の委員で構成する『予算特別委員会』を設置し、これに付託して、なお期間は、会議規則第四十六条第一項の規定により、三月十三日までに審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一六号、平成二十一年度小値賀町一般会計予算、議案第一七号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算、議案第一八号、平成二十一年度小値賀町老人保健事業特別会計予算、議案第一九号、平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計予算、議案第二〇号、平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第二一号、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算、議案第二二号、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計予算、議案第二三号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計予算、議案第二四号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算、の九件については、議長を除く九人の委員で構成する『予算特別委員会』を設置し、これに付託して、三月十三日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定しました。

おはかりします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第七条第一項の規定により、松永勇治議員、立石隆教議員、伊藤忠之議員、岩坪義光議員、浦 英明議員、小辻隆治郎議員、土川重佳議員、加山雅徳議員、宮崎良保議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を予算特別委員会委員に選任することに決定しました。

予算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第八条第二項の規定及び第九条の規定により、互選していただきます。

す。

しばらく休憩します。

	休憩	午後	三時	二十三分	
	再開	午後	三時	二十三分	

議長（横山弘藏） 再開します。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので報告します。
委員長に立石隆教議員、副委員長に岩坪義光議員、以上のとおりであります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日、三月十二日から十六日まで休会とします。

三月十七日は、午後一時三十分より開議します。

なお、三月十二日、十三日は予算特別委員会となっておりますので、よろしくお願ひします。

	午後	三時	二十四分	散会	
--	----	----	------	----	--